

ご契約のしおりー約款

三井の個人年金  
**アベニユー R**

5年ごと利差配当付個人年金保険

2015年4月作成

## この冊子の構成

この冊子は、次の3つの部分に分かれています。

### ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい重要な事項（告知義務、保障内容、死亡給付金等をお支払いできない場合、諸手続きなど）をわかりやすく説明したものです。

### 約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

### 諸利率および お取り扱いの範囲

ご契約に適用される諸利率、および、契約内容変更等のお取り扱いの範囲（減額後の最低基本年金額等）について、その一部を一覧形式にて記載したものです。

- ・「ご契約のしおり」「諸利率およびお取り扱いの範囲」に記載のお取り扱いの範囲は、2015年4月2日現在のものであり、今後変更することがあります。
- ・実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率およびお取り扱いの範囲が適用されます。

## こんなときは... ご連絡ください

次のような場合には、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにご連絡ください。

- ◆ 年金や死亡給付金を請求するとき
- ◆ ご契約者を変更するとき
- ◆ 受取人を変更するとき
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 改姓、改名されたとき

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00~19:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

# もくじ

目的別もくじ .....	4
主な保険用語のご説明 .....	6

## ご契約のしおり

### I. ご契約にあたって

1 生命保険募集人について .....	13
2 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約・ 転換による保険契約のお申し込みについて .....	14
3 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ .....	15
4 お申し込み・告知の手続きについて .....	16
5 第1回保険料相当額のお払い込みにあたって .....	17
6 健康状態・職業などの告知義務について .....	18
7 保障の責任開始時について .....	21
8 クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について .....	22
9 株式会社について .....	23
10 個人情報のお取り扱いについて .....	24
11 「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との 保険契約等に関する情報の共同利用について .....	26
12 保険会社の業務又は財産の状況の変化により元本欠損が生じる場合の お取り扱いについて .....	28
13 生命保険契約者保護機構について .....	29

### II. 特徴としくみ

1 アベニチャーRの特徴 .....	34
(1) 特徴 .....	34
(2) 年金の種類 .....	35
2 個人年金保険料税制適格特約 .....	36

### III. 保障内容について

1 5年ごと利差配当付個人年金保険 .....	37
2 指定代理請求特約 .....	38

### IV. 死亡給付金・年金等のお支払いについて

1 死亡給付金等の請求方法について .....	40
2 死亡給付金・年金等のお支払い期限について .....	41
3 死亡給付金などをお支払いできない場合について .....	42
4 〈参考〉保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の 具体的事例 .....	45

## V. 保険料について

1	保険料のお払い込み方法について	47
2	保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について	48
3	まとまった資金のご活用について	49
4	保険料のお払い込みが困難になられたとき	50
5	死亡給付金支払などの際の保険料の精算について	52
6	ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて	54

## VI. ご契約後について

1	ご契約者貸付について	56
2	解約と解約返戻金について	57
3	被保険者によるご契約者への解約の請求について	58
4	死亡給付金受取人によるご契約の存続について	59
5	年金の種類の変更等について	60
(1)	夫婦年金コースについて	61
6	死亡給付金・年金の受取人の変更について	62
(1)	死亡給付金受取人の変更について	62
(2)	年金受取人の変更について	63
7	契約者配当金のお支払いについて	64
8	受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて	65
9	お手続きに必要な書類について	66
10	生命保険と税金について	67

## 約款

5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款	75
個人年金保険料税制適格特約	126
指定代理請求特約	129
保険料口座振替特約	132
特定高度障害状態不担保特約	134

## 諸利率およびお取り扱いの範囲

諸利率およびお取り扱いの範囲	140
(1) 諸利率	140
(2) お取り扱いの範囲	141



# 目的別もくじ

こんなときは

このページをご覧ください

ページ

「ご契約にあたって

専門用語（保険用語）の意味を知りたい

主な保険用語のご説明

6

お申し込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について

22

「告知」について知りたい

健康状態・職業などの告知義務について

18

いつから保障が開始するのか知りたい

保障の責任開始時について

21

この保険のしくみや保障内容について知りたい

特徴としくみ

34~36

保障内容について

37~39

保険料について

保険料の負担を減らしたい

保険料のお払い込みが困難になられたとき

50

保険料を払えなかった

保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について

48

こんなときは

このページをご覧ください

ページ

ご契約後について

急にお金が必要になった

ご契約者貸付について

56

保険を解約したい

解約と解約返戻金について

57

年金の種類を変更したい

年金の種類の変更等について

60

受取人などを変更したい  
住所や名前などが変わった

受取人・住所等の変更に伴う諸手続き  
について

65

税金について知りたい

生命保険と税金について

67

被保険者が死亡された場合、被保険者が年金支払日に生存されている場合には

保険証券とこの冊子でご契約内容をご確認ください

死亡給付金や年金の支払事由に  
該当しているかご確認ください

保障内容について

37~39

死亡給付金などが支払われないケースに  
該当していないかご確認ください

死亡給付金などをお支払い  
できない場合について

42~46

死亡給付金や年金のご請求からお受け取りまでの流れをご確認ください

死亡給付金等の請求方法について

40~41

お手続きの方法については、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターに  
お問い合わせください

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日9:00~19:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 主な保険用語のご説明

か

かいはくへんれいきん  
**解約返戻金**

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお払いもどしするお金のことです。

きほんねんきん  
**基本年金**

保険契約締結の際、ご契約者からのお申し出によって第1回目の年金額として定めた金額（基本年金額）と同額の年金のことです。

かいはくおうとうび  
**契約応当日**

契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。また、月単位・半年単位・年単位の契約応当日といったときは、各月・半年・年ごとの契約日に対応する日を指します。

かいはくしゃ  
**契約者**

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料払込義務など）を持つ人のことをいいます。

かいはくしゃはいとうきん  
**契約者配当金**

毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、ご契約者にお支払いするお金のことです。ただし、決算実績によっては、お支払いできない場合もあります。

かいはくねんれい  
**契約年齢**

契約日における被保険者の年齢をいいます。また、被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。  
（例）ご契約時に44歳7か月の被保険者の契約年齢は44歳となります。

かいはくび  
**契約日**

ご契約を締結する際の責任開始の日をいい、契約年齢や保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料のお払い込み方法（経路・回数）によっては、責任開始の日を含む月の翌月1日が契約日となる場合があります。

こくちぎむ  
**告知義務と**  
こくちぎむいはん  
**告知義務違反**

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申し込みや復活などをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことからについて当社にご報告いただく義務がありますが、これを「告知義務」といいます。その際に、事実が告げられなかったり、故意に事実を曲げて告げられたときには、当社は告知義務違反としてご契約を消滅させること（解除）ができます。

さ

<small>しっこう</small> <b>失効</b>	<p>猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。</p>
<small>しはらいじゆう</small> <b>支払事由</b>	<p>約款であらかじめ定めた、年金や死亡給付金等をお支払いする事由をいいます。</p>
<small>しぼうきゆうふきん</small> <b>死亡給付金</b>	<p>年金開始日前に被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことです。</p>
<small>しぼうきゆうふきん</small> <small>うけとりにん</small> <b>死亡給付金 受取人</b>	<p>死亡給付金を受け取る人のことをいいます。</p>
<small>しゅけいやく</small> <b>主契約</b>	<p>普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。</p>
<small>しんさ</small> <b>診査</b>	<p>診査医報のご契約に申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法等もあります。</p>
<small>せきにんかいしじ</small> <b>責任開始時</b> <small>せきにんかいしひ</small> <b>(責任開始の日)</b>	<p>ご契約の保障が開始される時を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。</p>
<small>せきにんじゅんびきん</small> <b>責任準備金</b>	<p>将来の年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。</p>
<small>ぞうがくねんきん</small> <b>増額年金</b>	<p>年金開始日以前の積立配当金で増額される年金部分の事です。</p>

た

<small>だい かいほけんりょう</small> <b>第1回保険料</b> <small>そうとうがく</small> <b>相当額</b>	<p>ご契約のお申し込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。</p>
<small>つみたてはいとうきん</small> <b>積立配当金</b>	<p>利息を付けて積み立てた契約者配当金の事です。</p>
<small>とくやく</small> <b>特約</b>	<p>主契約の保障内容を更に充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。</p>

<p><b>な</b></p>	<p>ねんきん <b>年金</b></p>	<p>年金開始日以後、被保険者が生存されているときに毎年お支払いするお金のことです。</p>
	<p>ねんきんうけとりにん <b>年金受取人</b></p>	<p>年金を受け取る人のことをいいます。</p>
	<p>ねんきんかいしび <b>年金開始日</b></p>	<p>第1回年金をお支払いする日をいいます。</p>
<p><b>は</b></p>	<p>はらいこみきげつ <b>払込期月</b></p>	<p>契約応当日（保険料月払のご契約は月単位、保険料半年払のご契約は半年単位、保険料年払のご契約は年単位の契約応当日）を含む月の初日から末日までをいいます。</p>
	<p>ひほけんしゃ <b>被保険者</b></p>	<p>その人の死亡・疾病・傷害などが保険の対象となる人のことをいいます。</p>
	<p>ふっかつ <b>復活</b></p>	<p>失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。</p>
	<p>ほけんしょうけん <b>保険証券</b></p>	<p>ご契約の年金額や保険料払込期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。</p>
	<p>ほけんりょう <b>保険料</b></p>	<p>ご契約者にお支払いいただくお金のことです。</p>
	<p>ほけんりょうきかん <b>保険料期間</b></p>	<p>保険料のお支払い方法（回数）に応じた次の期間のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 払契約の場合…契約日または月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで</li> <li>・半年払契約の場合…契約日または半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで</li> <li>・年 払契約の場合…契約日または年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで</li> </ul>
<p><b>ま</b></p>	<p>めんせきじゆう <b>免責事由</b></p>	<p>約款であらかじめ定めた、死亡給付金等をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には死亡給付金等をお支払いできません。</p>
<p><b>や</b></p>	<p>やっかん <b>約款</b></p>	<p>ご契約についてのとりきめを記載したものです。</p>





# ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約にあたってご確認いただきたい事項およびご契約についての大切なことから説明したものです。

「約款」とあわせてぜひご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

- ご契約のしおりでは下記のようなレイアウトで記載しております。

(レイアウト例)



特にご注意ください  
きたい点などを記  
載しています。

青字で丸数字を付した用語については、側注欄にて補  
足説明を行っています。なお、同じ「中見出し」の中  
で複数箇所記載されている用語については、最初の用  
語に対してのみ、青字および丸数字を付しています  
（「中見出し」のないものは「大見出し」単位で青字  
および丸数字を付しています）。

参照いただく主約  
款・特約条項の開  
始ページを示して  
います。

# I. ご契約にあたって

## 1 生命保険募集人について

### ア. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば、保険契約は有効に成立します。

### イ. 当社の生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに、有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合にも、原則としてご契約内容の変更に対する当社の承諾が必要となります。

（例）当社の承諾が必要なご契約内容変更のお手続き  
・ 保険契約の復活                      ・ ご契約者の変更                      など

## 2 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした 新たな保険契約・転換による保険契約のお申し込みについて

現在のご契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約のお申し込み、転換による保険契約のお申し込みをされる場合、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 現在のご契約のままであれば、またはご契約を更新されていれば、保険金・給付金などをお支払いできる場合であっても、新たな保険契約について告知義務違反や責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺、責任開始時前の発病などにより、保険金・給付金などが支払われない場合があります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、更新されなかった場合などは、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず（例えば新たな保険契約が解除となった場合においても）、元に戻すことはできません。
- 一般の保険契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は新たなご契約の責任開始の日、契約転換制度または契約分割転換制度をご利用の場合は転換後契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消の規定等についても、新たなご契約または転換後契約の締結にあたっての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約または転換後契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご注意ください。

### 3 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約内容の見直しには、次のような方法がご利用いただけます。

	契約転換制度	特約中途付加	追加契約
特 徴	保障額の見直しと同時に保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	ご契約の保障内容や保険期間は変えずに、特約を中途付加することができます。	ご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
しくみ	当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や契約者配当金など（転換価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。	当社のご契約に特約を新たに付加して保障を広げる方法です。	ご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。ご契約は2件になります。
図 解			
現在の ご契約は	消滅します。	継続します。	継続します。
保険料	契約転換制度ご利用時の被保険者の年齢、保険料率により保険料を計算します。	特約中途付加日における被保険者の年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。	新しい保険のご契約日における被保険者の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。

- ご契約内容の見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて告知または診査が必要になります。健康状態によってはご利用いただけない場合もあります。
- ご契約内容の見直しには上記以外にも、当社のご契約を2契約に分割し、一方のご契約を残したまま、他方のご契約を下取りし、新しいご契約の一部に充当する「契約分割転換制度」があります。

#### ご 注 意

- ご契約の種類や内容によっては、ご利用いただけない場合や所定の条件を満たすことが必要になる場合があります。詳細は、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにおたずねください。

## 4 お申し込み・告知の手続きについて

ご契約のお申し込み・告知に関する手続きは書面による方法のほか、所定の条件を満たす場合には情報端末による方法があります。

### ア. 書面によるお申し込み・告知の場合

- 申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご記入後は内容を十分お確かめのうえで、ご署名（ご契約者が法人の場合はご署名、押印）をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、申込書の名義欄の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。

### イ. 情報端末によるお申し込み・告知の場合

- 当社所定の情報端末に表示されたお手続き（申込・告知）画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。その際は入力内容を十分お確かめのうえで、情報端末の画面上の所定の欄にご署名をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、画面上の署名の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。

## 5 第1回保険料相当額のお払い込みにあたって

- 第1回保険料相当額をデビットカードまたはクレジットカードでお払い込みいただく場合は、引き換えに必ず当社所定の利用票控等をお受け取りください。また、現金で当社職員にお払い込みいただく場合は、引き換えに必ず当社所定の領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの。）をお受け取りください。なお、当社預金口座にお払い込みいただく場合は、領収証は発行しません。
- 領収日は、デビットカードまたはクレジットカードでお払い込みいただく場合は保険料のお払い込みの手続きが完了した日、当社預金口座にお払い込みいただく場合は当社預金口座への着金日となります。

## 6 健康状態・職業などの告知義務について

### ア. 告知の重要性

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等、「告知書」・「お手続き（告知）画面」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。診査医報の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなく告知してください。

### イ. 告知の方法

#### (a) 医師の診査を受けていただくご契約の場合

- 当社の指定した医師が、被保険者の傷病歴（傷病名、治療期間等）等についておたずねしますので、その医師に口頭により告知してください。この場合、告知していただいた内容を医師が「告知書」に記入しますので、ご確認のうえご署名ください。また、被保険者ご自身でご記入いただく部分については、「告知書」にありのままをご記入ください。

#### (b) 医師の診査を受けていただかないご契約の場合

- 被保険者ご自身で、当社所定の「告知書」・「お手続き（告知）画面」にありのままをご記入・入力ください。
- 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく場合等も同様のお取り扱いとなります。

### ウ. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引き受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定といたします。
  - ・無条件でご契約をお引き受けする。
  - ・今回のご契約をお断りする。
  - ・特別な条件付のうえでご契約をお引き受けする。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります。（お引き受けできないことや、特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。）

## エ. 正しく告知されなかった場合のデメリット

- 告知していただくことからは、「告知書」・「お手続き（告知）画面」に記載・表示してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

（例）

・告知時点現在、胃潰瘍かいようの治療中にもかかわらずこれを告知されなかった場合には、ご契約は解除されることがあります。

- 責任開始の日または復活日から2年を経過していても、保険料払込免除の事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除する場合には、たとえ給付金の支払事由が発生していたとしても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込免除の事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。ただし、「給付金の支払事由または保険料払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約を解除することができます。
- ご契約を解除した場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。
- 上記のご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## オ. 告知が必要な場合

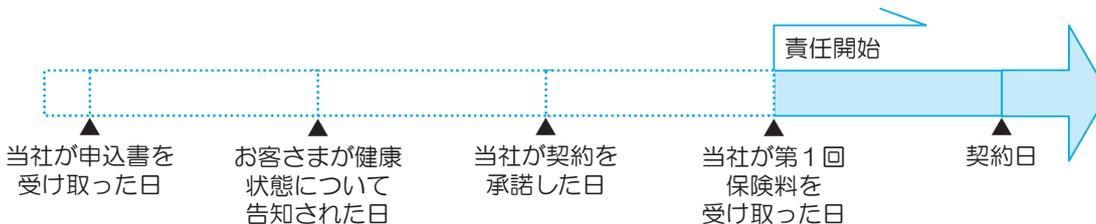
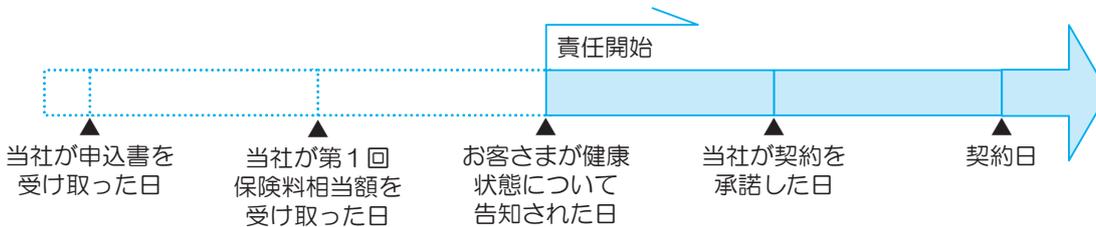
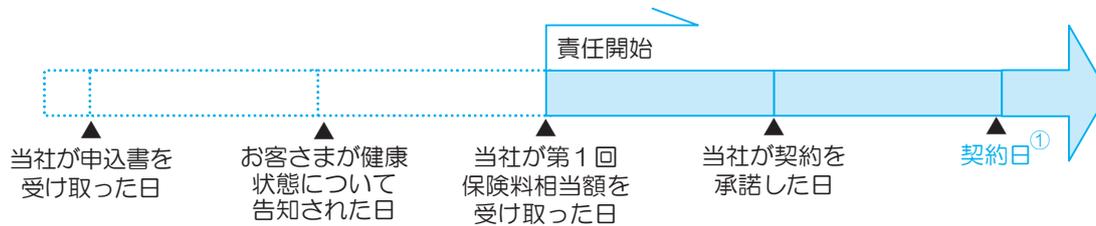
- ご契約されるときのほか、次の場合にも告知が必要です。ご契約によっては診査も必要となります。
  - ・ご契約を復活される場合 等
- 上記の場合にも、告知義務違反があった場合には、その責任開始の日を基準にして、ご契約を解除することがあります。

### ご 注 意

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店を含みます。）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
- 当社は、「申込書」・「お手続き（申込）画面」、「告知書」・「お手続き（告知）画面」および医師の診査書等によって、ご契約をお引き受けできるかどうか決定いたします。
- 当社の担当職員または当社で委託した確認会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または給付金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認を行う場合があります。

## 7 保障の責任開始時について

お申し込みいただいたご契約について、当社がお引き受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合は告知の時）から、保険契約上の責任を負います。



- 第1回保険料相当額をデビットカードまたはクレジットカードを利用してお払い込みいただいた場合には、保険料のお払い込みの手続きが完了した日を「当社が第1回保険料（相当額）を受け取った日」としてお取り扱いします。
- 当社所定の情報端末を用いたお申し込みの場合には、その情報端末の画面上でご契約のお申し込みをされた日を「当社が申込書を受け取った日」としてお取り扱いします。

### ①契約日

保険料のお払い込み方法（経路・回数）によっては、責任開始の日と同一となります。

## 8 クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について

申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

- お申し込みの撤回等があった場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 次の場合はこのお取り扱いはできません。

- ・ご契約者が法人の場合
- ・当社の指定した医師の診査を受けられた後の場合
- ・ご契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

- お申し込みの撤回等は、書面にその意思を明記し、申込者またはご契約者の氏名(自署)、住所、取扱営業部および取扱者名をご記入のうえ、必ず郵便により上記の期間内に取扱営業部または本社あてお送りください。

なお、第1回保険料相当額を現金で当社職員にお払い込みいただいた場合は、領収証番号もご記入ください。

### <お申し込みの撤回等の書面記入例>

三井生命保険株式会社 御中

私は、下記の契約の申し込みを撤回します。

申込日                    〇〇年〇〇月〇〇日  
 申込者(契約者)        〇〇 〇〇  
 取扱営業部            〇〇営業部(〇〇営業室)  
 取扱者氏名            〇〇 〇〇  
 申出日                 〇〇年〇〇月〇〇日

住所                    〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇  
 氏名(自署)            〇〇 〇〇

(三井生命本社宛郵送の場合の宛先)

〒277-8655 千葉県柏市東上町8—18 三井生命保険株式会社 契約・医務グループ

## 9 株式会社について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

## 10 個人情報のお取り扱いについて

### ア. 個人情報の利用目的

- 当社が取得した個人情報につきましては、以下の目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
  - (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
  - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - (4) その他保険に関連・付随する業務

### イ. センシティブ情報のお取り扱い

- 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、保健医療に関する情報等を業務遂行上必要な範囲で取得・利用し、または再保険会社に対して提供する場合があります。
- 人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報については、保険業法施行規則第53条の10及び同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

### ウ. 再保険会社への個人情報の提供

- お申し込みいただいた保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合があります。また、再保険会社における当該保険契約の引き受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する可能性があります。

### エ. 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

- 当社では、保険契約の締結等の際、ご契約者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等を確認しております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、お取引引き時に確認いたしましたお客さまの情報に変更があった場合は、当社までご連絡ください。

## オ. 米国法「外国口座税務コンプライアンス法」に基づく確認

### ①FATCA

Foreign Account Tax Compliance Actの略。

### ②米国居住者

一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数は、対象年度（1月から12月を1年度とし、自己申告される年月日が属する年度を対象年度とします。）の滞在日数にその前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数を加えて計算します。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

### ③米国人所有の外国事業体

米国市民（米国籍）または米国居住者に該当する実質的支配者（個人）が一人以上いる事業体をいいます。例えば、法人において米国市民（米国籍）または米国居住者に該当する個人が、25%を超える議決権または価値を有する場合があります。なお、過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体等一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

### (a) FATCAとは

- 「外国口座税務コンプライアンス法」（以下「FATCA<sup>①</sup>」）といえます。）は、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが米国納税義務者であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

### (b) 米国納税義務者であるかの確認

- 当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約の締結等の際、当社所定の書面（情報端末を用いたお申し込みの場合は当社所定の画面）により、所定の米国納税義務者であるかをご契約者等に自己申告していただく方法で確認しています。ご契約者等が所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類（運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書等）をご提示またはご提出いただく場合があります。

### (c) 米国納税義務者に該当する場合

- ご契約者等が次のような所定の米国納税義務者に該当する場合、米国内国歳入庁（IRS）宛にご契約情報等の報告を行います。このため、ご契約者等より所定の書類をご提出いただくほか、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

個人契約の場合	米国市民（米国籍）、 <b>米国居住者<sup>②</sup></b>
法人契約の場合	米国法人、米国以外で設立された金融機関、 <b>米国人所有の外国事業体<sup>③</sup></b> 等

- ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、米国納税義務者に該当することとなった場合または該当しなくなった場合は、当社までご連絡ください。

## 11 「支払査定時照会制度」に基づく他の生命保険会社等との 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### ア. 支払査定時照会制度

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- 〈1〉 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
  - 〈2〉 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
  - 〈3〉 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
  - 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

## 12 保険会社の業務又は財産の状況の変化により元本欠損が生じる場合のお取り扱いについて

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

## 13 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$=90\%-\{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和\div 2\}$$

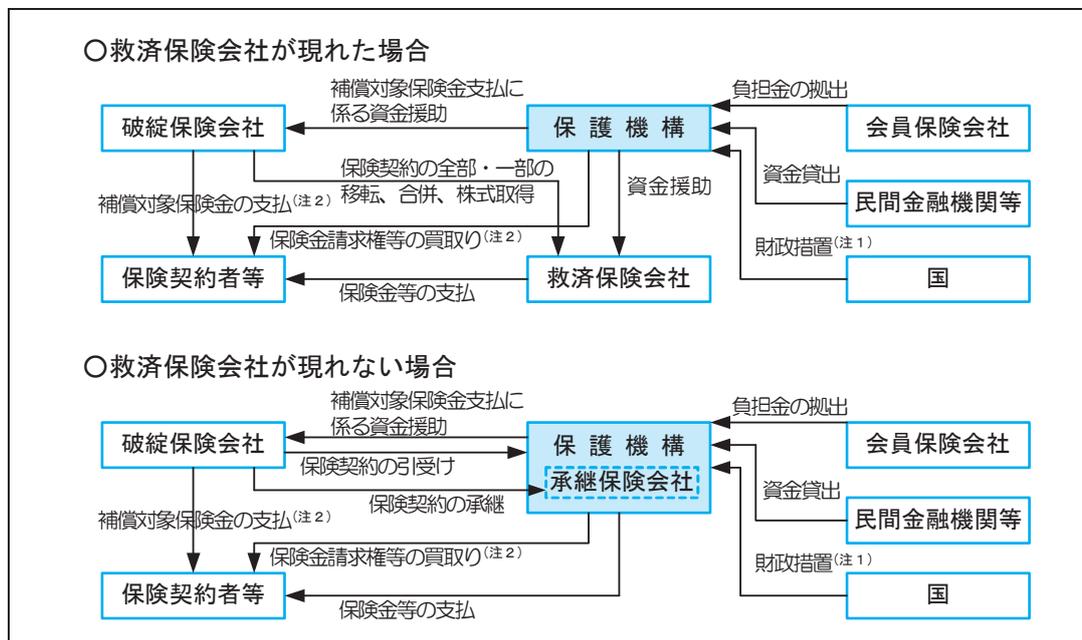
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<仕組みの概略図>



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、※2に記載の率となります)。

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先  
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>







## Ⅱ. 特徴としくみ

### 1 アベニュー—Rの特徴

#### (1) 特徴

- 〈1〉被保険者が所定の年齢になられたときから、年金をお受け取りになれます。
- 〈2〉年金開始日前に被保険者が死亡されたときは、所定の死亡給付金が支払われます。

- 〈3〉年金の種類および年金支払期間は、お選びいただけます。

- 年金の種類および年金支払期間は、次の中からご契約時にお選びいただきます。

年金の種類	保証期間または年金支払期間
保証期間付終身年金	10年
確定年金	5年、10年、15年

- 年金の種類ごとの特徴としくみについては、次頁をご覧ください。
- 年金開始日前であれば、[年金の種類等を変更](#)<sup>①</sup>することができます。

- 〈4〉5年ごと配当型保険です。

- 契約者配当金は、5年ごとに通算した運用成果をもとに、ご契約後6年目から5年ごと、年金開始日および年金開始日から5年ごとに、ご契約内容に応じてご契約者に支払われます。
- 積立配当金は、自由に引き出すことができます。

この保険商品の約款上の名称は「5年ごと利差配当付個人年金保険」で、以下「主契約」または「個人年金保険」といいます。  
また、「5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款」を「主約款」といいます。

## (2) 年金の種類

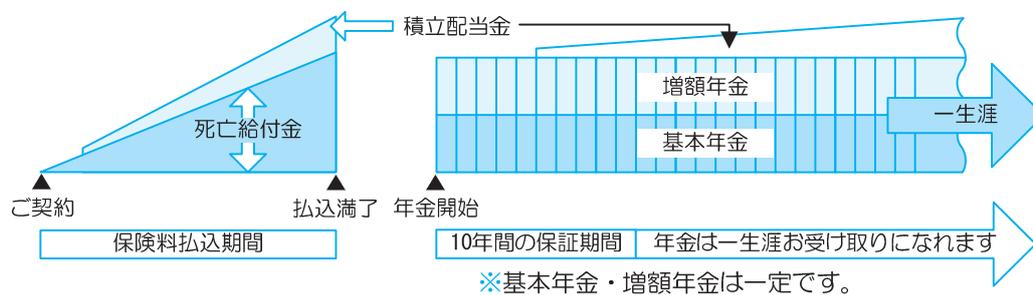
### ア. 保証期間付終身年金

〈1〉年金は一生涯お受け取りになれます。

- ・年金開始日以後、被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りになれます。

〈2〉保証期間（10年間）中の年金は保証されています。

- ・保証期間中に被保険者が死亡されたときは、残存保証期間中の未払年金の現価をお受け取りになれます。



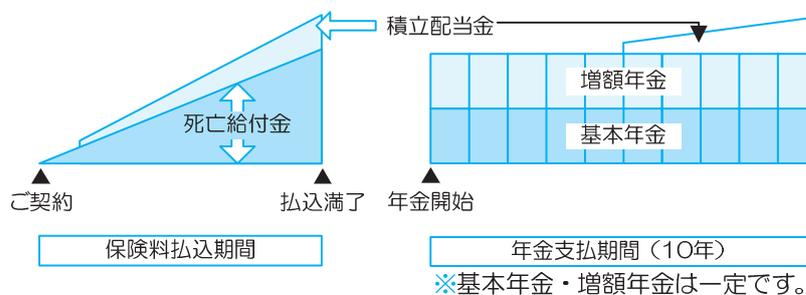
### イ. 確定年金

〈1〉年金は定められた期間お受け取りになれます。

- ・年金開始日以後、被保険者が生存している限り、ご契約の際に定められた年金支払期間中、年金をお受け取りになれます。

〈2〉年金は保証されています。

- ・年金支払期間中に被保険者が死亡されたときは、残存年金支払期間中の未払年金の現価をお受け取りになれます。



## 2 個人年金保険料税制適格特約

《特約条項 → 126ページ》

①個人年金保険料控除  
②一般生命保険料控除  
「VI.10 生命保険と税金について」をご覧ください。

③当社所定の利率（払い  
もどし金の積立利率）  
具体的な利率については、当社ホームページの  
「諸利率のお知らせ」を  
ご覧ください。

### ア. 個人年金保険料税制適格特約とは

- お払い込みいただく保険料が、**個人年金保険料控除**<sup>①</sup>の対象として所得控除の適用を受けられることを目的とした特約です。
- この特約を付加されない場合、所定の条件を満たすときには、お払い込みいただく保険料は**一般生命保険料控除**<sup>②</sup>の対象となります。

### イ. この特約の付加

- この特約を付加される場合、次のすべてを満たす必要があります。
  - 〈1〉年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
  - 〈2〉年金受取人は被保険者と同一人であること
  - 〈3〉保険料払込期間が10年以上であること
  - 〈4〉確定年金の場合は、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上かつ年金支払期間が10年以上であること
- 上記の付加条件に反するご契約内容の変更は、お取り扱いいたしません。その他、年金種類等の変更によっては一部制限があります。
- ご契約者の変更により、上記〈1〉の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、所得控除の適用は受けられません。

### ウ. ご契約内容の変更等に伴うお支払い金のお取り扱い

- 年金開始日前にご契約内容の変更が行われた場合等で、お支払いすべき金額があるときは、**当社所定の利率（払いもどし金の積立利率）**<sup>③</sup>の複利で計算した利息を付けて積み立てておき、年金開始日までご契約が継続された場合、年金額の増額にあてられます。

# Ⅲ. 保障内容について

## 1 5年ごと利差配当付個人年金保険

《主約款 → 75ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、年金・死亡給付金をお支払いします。

支払事由		給付の種類	受取人
年金開始日以後	保証期間中 年金支払日に生存されているとき	年金 <sup>①</sup>	年金受取人
	保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡されたとき	残存保証期間中の未払年金の現価 <sup>②</sup>	
	年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金	
	年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡されたとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価	
年金開始日前	死亡されたとき	死亡給付金 <sup>③</sup>	死亡給付金受取人

- 保証期間付終身年金の場合、保証期間中に死亡されたとき等、年金の受取回数によっては、年金受取総額がお払い込み保険料の合計額を下回ることがあります。
- 年金開始日以後に年金受取人が死亡された場合は、その法定相続人が年金受取人となります。

①年金  
年金の型の規定によって定められる毎年の年金支払日における金額をいいます。

②未払年金の現価  
5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款の別表1「未払年金現価」をご覧ください。

③死亡給付金  
5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款の別表2「死亡給付金」をご覧ください。

④所定の高度障害状態  
5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款の別表5「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

⑤不慮の事故  
5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款の別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

⑥所定の障害状態  
5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款の別表6「対象となる障害状態」をご覧ください。

### ア. 所定の高度障害状態または所定の障害状態による保険料のお払い込み免除

- 次のときは、その後の保険料のお払い込みは免除となります。
  - ・被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、**所定の高度障害状態<sup>④</sup>**になられたとき
  - ・被保険者が責任開始時以後に発生した**不慮の事故<sup>⑤</sup>**を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に**所定の障害状態<sup>⑥</sup>**になられたとき

## 2 指定代理請求特約

《特約条項 → 129ページ》

主契約の被保険者が年金受取人となるご契約、または主契約の被保険者とご契約者が同一人であるご契約にこの特約を付加されますと、年金等の受取人である主契約の被保険者に自らご請求いただけない下記の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、主契約の被保険者の代理人として年金等をご請求いただけます。

(例) 被保険者が自らご請求いただけない事情

- ・主契約の被保険者が年金等を請求する意思表示ができないと当社が認めるとき

### ア. 対象となる年金等

- 指定代理請求人よりご請求いただける年金、保険料のお払い込み免除は、次のとおりです。
  - ・主契約の被保険者が受取人となる年金
  - ・主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料のお払い込み免除

### イ. 指定代理請求人の範囲

- 指定代理請求人は、ご契約者（年金開始後は年金受取人）が主契約の被保険者の同意を得て、次の範囲の中から指定した方1名となります。また、指定代理請求人が年金等をご請求いただく際にもこの範囲内であることが必要です。

- ◆ 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ◆ 主契約の被保険者の直系血族（子、孫、父母、祖父母など）
- ◆ 主契約の被保険者の兄弟姉妹
- ◆ 主契約の被保険者と同居しまたは生計を一にしている3親等内の親族（おじ、おば、甥、姪など）

- ご契約者（年金開始後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に年金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡給付金受取人（年金開始後は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）が、被保険者の代理人として年金等をご請求いただけます。

### ウ. 代理請求によるお支払い

- 指定代理請求人が年金等をご請求される場合、被保険者に年金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類およびその他の必要書類をご提出いただきます。
- 年金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して年金受取人等からその年金等をご請求されてもお支払いできません。

## エ. ご契約者が法人で年金等の受取人となる場合

- 代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により年金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。この場合には法人の代表者からご請求いただきます。被保険者が法人の唯一の代表者で、ご自身でこれらの年金等の支払事由発生をご存じないか意思能力がない場合には、新たに代表者を選任いただかない限り、年金等のご請求はできません。

### ご 注 意

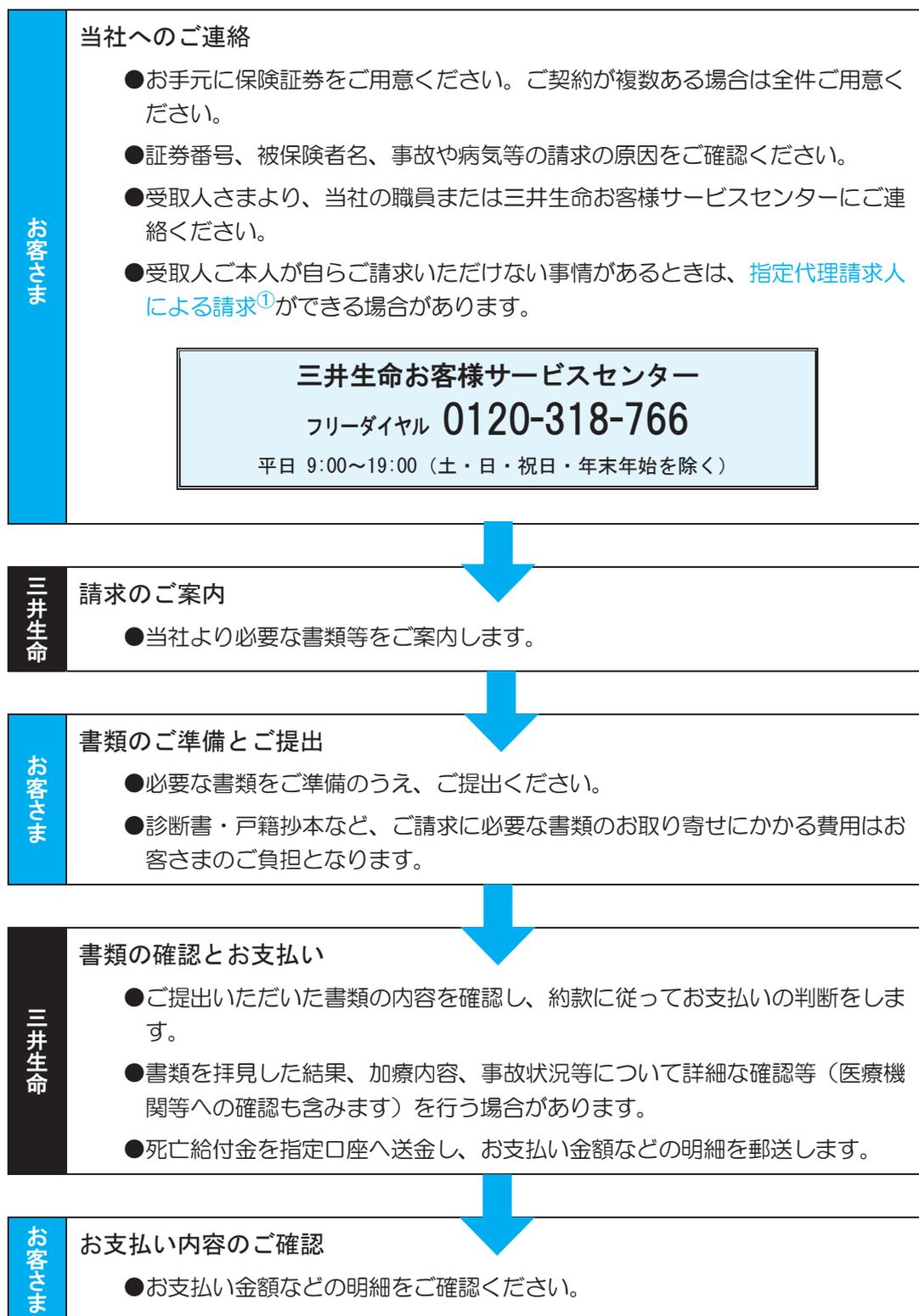
- 年金を指定代理請求人にお支払いした場合、当社にご契約者（年金開始後は年金受取人）または被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者（年金開始後は年金受取人）または被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅することとなります。
- 故意に死亡給付金の支払事由または保険料払込免除の事由を生じさせた方、または故意に年金または保険料払込免除を請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人としてのお取り扱いを受けることはできません。

# IV. 死亡給付金・年金等のお支払いについて

①指定代理請求人による請求  
「Ⅲ. 2 指定代理請求特約」をご覧ください。

## 1 死亡給付金等の請求方法について

死亡給付金等のご請求からお支払いまでには、以下のようなお手続きが必要になります。なお、年金につきましては、年金開始日が近づきましたら当社より請求書類をご案内します。



## 2 死亡給付金・年金等のお支払い期限について

①請求書類が当社に着いた日  
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

- 死亡給付金・年金等のご請求があった場合、請求書類が当社に着いた日<sup>①</sup>の翌日からその日を含めて5営業日以内に死亡給付金・年金等をお支払いします。ただし、死亡給付金・年金等をお支払いするために以下の確認・照会・調査が必要な場合は、請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めてそれぞれに定めるお支払い期限までに死亡給付金・年金等をお支払いします。

	死亡給付金・年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
〈1〉	死亡給付金・年金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・死亡給付金・年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・詐欺による取消、不法取得目的による無効、または重大事由による解除に該当する可能性がある場合	45日
〈2〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60日
〈3〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 ・災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	180日

### ご 注 意

- 死亡給付金・年金等をお支払いするための上記〈1〉～〈3〉の確認等にあって、ご契約者・被保険者・年金受取人・死亡給付金受取人・代理人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときには、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡給付金・年金等をお支払いしません。



## ご 注 意

- 重大事由によりご契約を解除した場合で、前頁（b）の〈1〉から〈4〉に定める事由の発生時以後に死亡給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じたときは、死亡給付金等のお支払いまたは保険料のお払い込み免除を行いません。すでに死亡給付金等をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求し、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときには、その保険料のお払い込みがなかったものとして取り扱います。ただし、〈3〉の事由にのみ該当した場合で、〈3〉に該当したのが死亡給付金等の受取人のみであり、その死亡給付金等の受取人が死亡給付金等の一部の受取人であるときは、次のとおり取り扱います。
  - ・〈3〉に定める事由の発生時以後に死亡給付金の支払事由が生じたときは、死亡給付金のうち、〈3〉に該当した一部の死亡給付金受取人にお支払いすることとなっていた死亡給付金を除いた額を、他の死亡給付金受取人にお支払いします。
  - ・〈3〉に定める事由の発生時以後に年金の支払事由が生じたときは、年金のうち、〈3〉に該当した一部の年金受取人にお支払いすることとなっていた年金をお支払いしません。
- 告知義務違反によりご契約を解除した場合、死亡給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生していても、これをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することはできません。
- 責任開始時（復活または復旧が行われたときはその責任開始時）前に生じた傷害・疾病を原因として責任開始時以後に所定の高度障害状態・障害状態に該当した場合は、保険料のお払い込み免除をできないことがあります。ただし、次のような場合には、責任開始時前に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。
  - ・責任開始時前に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえでご契約をお引き受けした場合
  - ・責任開始時前に生じた原因について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚されていなかった場合
- 詐欺または不法取得目的により、ご契約が取消または無効とされた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。

## ア. 免責事由

死亡給付金などの支払事由または保険料払込免除の事由が生じても、次の免責事由に該当した場合には、死亡給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込み免除はできません。

給付の種類	免責事由
死亡給付金	<p>次のいずれかによって、被保険者が死亡されたとき</p> <p>〈1〉 責任開始の日からその日を含めて<u>3年以内</u>の被保険者の自殺</p> <p>〈2〉 ご契約者の故意</p> <p>〈3〉 死亡給付金受取人の故意</p> <p>〈4〉 戦争その他の変乱</p>
保険料払込免除	<p>次のいずれかによって、被保険者が所定の高度障害状態になられたとき</p> <p>〈1〉 ご契約者の故意</p> <p>〈2〉 被保険者の故意</p> <p>〈3〉 被保険者の自殺行為</p> <p>〈4〉 被保険者の犯罪行為</p> <p>〈5〉 戦争その他の変乱</p> <p>次のいずれかによって、被保険者が不慮の事故による所定の障害状態になられたとき</p> <p>〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失</p> <p>〈2〉 被保険者の故意または重大な過失</p> <p>〈3〉 被保険者の犯罪行為</p> <p>〈4〉 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>〈5〉 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>〈6〉 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>〈7〉 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>〈8〉 地震、噴火または津波</p> <p>〈9〉 戦争その他の変乱</p>

### ご 注 意

- 精神病などによる自殺については、死亡給付金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、死亡給付金の全額またはその一部をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。

## 4 〈参考〉 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的事例

### ①告知書

情報端末を用いて告知される場合は、「告知書」を「お手続き（告知）画面」に読み替えます。

（注）保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。実際のご契約でのお取り扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。なお、記載以外に認められる事実関係等によってお取り扱いに違いが生じることがあります。

### 事例1 ご契約時に正しい告知をしていただけなかった場合 （告知義務違反による解除）

#### ○ お支払いできる場合の例

●ご契約加入前の「高血圧」での通院について、告知書<sup>①</sup>で正しく告知のうえ加入され、ご加入1年後に「高血圧」とは因果関係のない「胃ガン」で死亡された場合。

⇒ご契約にあたって告知義務違反がなく、死亡給付金をお支払いします。

#### × お支払いできない場合の例

●ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せず加入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝ガン」で死亡された場合。

⇒ご契約は告知義務違反による解除となり、死亡給付金をお支払いできません。

#### 解 説

- 上記例では、「死亡給付金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 生命保険契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について、告知書でお尋ねする事項を正確に告知していただく必要があります（告知義務）。
- 告知書でお尋ねする事項について、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合（告知義務違反）には、ご契約の責任開始の日（復活または復旧されている場合はその責任開始の日）から2年以内であれば、給付金等がお支払いできなかったり、また、ご契約が解除となることがあります。なお、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に保険料払込免除の事由が発生しているときは、保険料のお払い込みを免除できなかったり、また、ご契約が解除となることがあります。
- 給付金等の支払事由が、解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等をお支払いします。

## 事例2 免責事由(約款であらかじめ定めたお支払いできない事由)に該当する場合

○ お支払いできる場合の例
●被保険者が交通事故で死亡された場合。

× お支払いできない場合の例
●被保険者が責任開始の日から3年以内に自殺された場合。

解 説
<ul style="list-style-type: none"><li>●上記例では「死亡給付金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。</li><li>●約款で給付金等をお支払いできない場合(免責事由)を定めておりますので、そのいずれかに該当する場合には、給付金等はお支払いできません。</li><li>●代表的なお支払いできない事由は次のとおりです。<ul style="list-style-type: none"><li>・責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺(死亡給付金)</li><li>・ご契約者の故意による場合(死亡給付金等)</li></ul></li></ul>

# V. 保険料について

## 1 保険料のお払い込み方法について

### ア. お払い込み方法

- 保険料のお払い込み方法（経路）は、口座振替扱になります。口座振替扱は、当社が提携している金融機関等でご契約者が指定した口座から、自動的にお払い込みいただく方法です。なお、振り替えられた保険料についての保険料領収証は、発行しません。
- 保険料のお払い込み方法（回数）には、次のような方法があります。

回数	内容
月払	毎月保険料をお払い込みいただく方法です。
半年払	半年に1回、半年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
年払	年に1回、1年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。

### イ. お払い込み方法の変更

- ご契約者は、当社所定の範囲内で、お払い込みの回数を変更することができます。
- お払い込み方法の変更を希望される場合、すみやかに、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターまでお申し出ください。

### ご 注 意

- 保険料は払込期月中に、当社へお払い込みください。
- 保険料の口座振替ができなかったときには、その旨をご契約者に通知して、次のように取り扱います。
  - ・月払契約においては、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
  - ・年払契約および半年払契約においては、振替日の翌月中の振替日に応ずる日に再度口座振替を行います。

## 2 保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について

①末日  
猶予期間末日が非営業日の場合、翌営業日が猶予期間満了日となります。

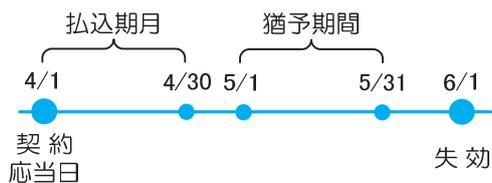
### ア. 保険料払い込みの猶予期間と失効

- 払込期月中にご都合がつかない場合のために、以下の保険料払い込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払い込みがない場合、猶予期間満了の日の翌日から、ご契約は効力を失い（失効）、給付金などのお支払いができなくなります。

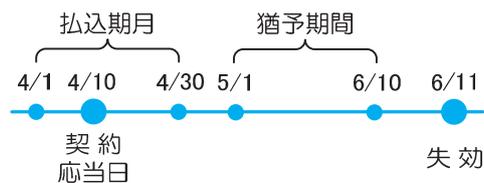
- 〈1〉 月払契約……………払込期月の翌月初日から末日<sup>①</sup>までです。  
〈2〉 年払・半年払契約……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。  
・ 契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(例)

(月払)



(年・半年払)



### イ. ご契約の復活

- ご契約が失効した場合でも、失効した日からその日を含めて3年以内であれば、当社の定める手続きをお取りいただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合には、あらためて告知または診査をしていただきます。

## 3 まとまった資金のご活用について

①当社所定の利率（前納保険料の割引利率）

②当社所定の利率（前納保険料の積立利率）

具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

### ア. 保険料の前納

- 将来の一定期間分の保険料を一括してお払い込みいただきますと、**当社所定の利率（前納保険料の割引利率）**①で保険料を割り引きます。
- 前納された保険料は**当社所定の利率（前納保険料の積立利率）**②で計算した利息を付けて積み立てられ、払込期月ごとに保険料に充当されます。
- ご契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、前納された保険料の残額（未経過保険料）があれば払いもどします（前納期間途中でのお申し出による未経過保険料の払いもどしはいたしません）。

## 4 保険料のお払い込みが困難になられたとき

保険料お払い込みのご都合がつかないときでも、次のような方法がありますので、ご契約をできるだけ有効にお続けください。

①当社所定の利率（保険料の自動貸付の貸付利率）  
具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

### ア. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

#### (a) 保険料の自動貸付（保険料のお立て替え）

- 保険料払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがないときは、ご契約者からあらかじめ反対のお申し出がない限り、自動的に保険料を貸し付けます。

貸付金額の範囲	解約返戻金額の範囲内です。ただし、すでに保険料の自動貸付による貸付金またはご契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額の範囲内とします。						
貸付日	保険料払い込みの猶予期間の満了日です。自動的に当社が保険料をお立て替えします。						
お利息	<p>年8%以下の当社所定の利率（保険料の自動貸付の貸付利率）<sup>①</sup>により複利で計算します。</p> <p>お利息は、次のとおり元金に繰り入れます。</p> <p>年・半年払…保険料払い込みの猶予期間の満了日ごと 月 払…4月1日</p> <p>利率は、次のとおり毎年2回見直しを行い、直前の利率見直し後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>利率の見直し日</th> <th>新利率の適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月の最初の営業日</td> <td>4月1日</td> </tr> <tr> <td>7月の最初の営業日</td> <td>10月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>すでにお立て替えを行っているときは、新利率の適用日の直後に到来する月単位の貸付応当日の翌日から適用します。</p>	利率の見直し日	新利率の適用日	1月の最初の営業日	4月1日	7月の最初の営業日	10月1日
利率の見直し日	新利率の適用日						
1月の最初の営業日	4月1日						
7月の最初の営業日	10月1日						
返済方法	全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。						
ご契約の失効	保険料の自動貸付による貸付金およびご契約者に対する貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えると見込まれるときは、その旨を事前にご契約者に通知しますので、ご案内の金額を指定の期日までにご返済ください。ご返済いただかない場合には、この期日の翌日から、ご契約は失効します。						
精算について	死亡給付金、払戻金等のお支払いの際、貸付元利金を差し引き精算します。						

## イ. 途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき

### (a) 払済年金保険への変更

- 保険料のお払い込みを中止し、解約返戻金額をもとにして、年金開始日をもとの年金開始日と同一とした払済年金保険に変更します。
- 変更後の基本年金額は、変更時の解約返戻金額によって定めます。ただし、保険料の自動貸付または契約者貸付が行われているときは、その貸付元利金を解約返戻金額から差し引いた額によって定めます。
- 変更後の死亡給付金額は当社の定める方法によって計算した金額とします。

## ウ. 保険料のご負担を軽くしたいとき

### (a) 基本年金額の減額

- 保険料は少なくなります。それに比例して基本年金額も少なくなります。

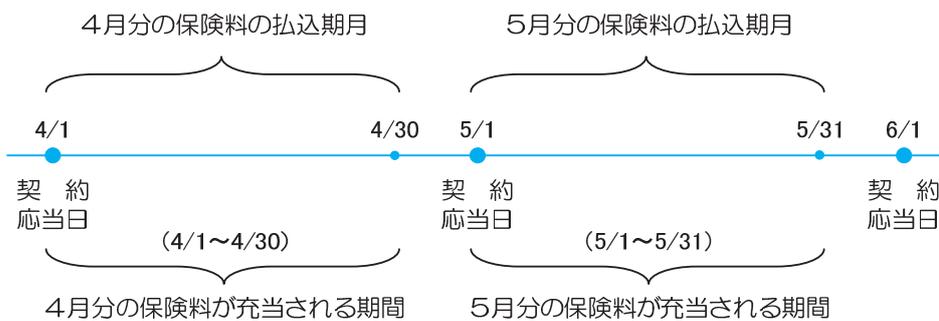
### ご 注 意

- 貸付元利金をご返済いただかない場合、お利息によって将来の返済額は大きくなります。また、ご契約が失効することもありますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 保険料の自動貸付をご希望にならない場合には、前もって書面で当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにお申し出ください。
- 貸付利率の見直し方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には今後変更することがあります。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加された場合、ご契約日から10年間は、払済年金保険へ変更できません。
- 基本年金額が12万円未満となる減額は、お取り扱いできません。
- 「延長保険」への変更の制度はありません。

## 5 死亡給付金支払などの際の保険料の精算について

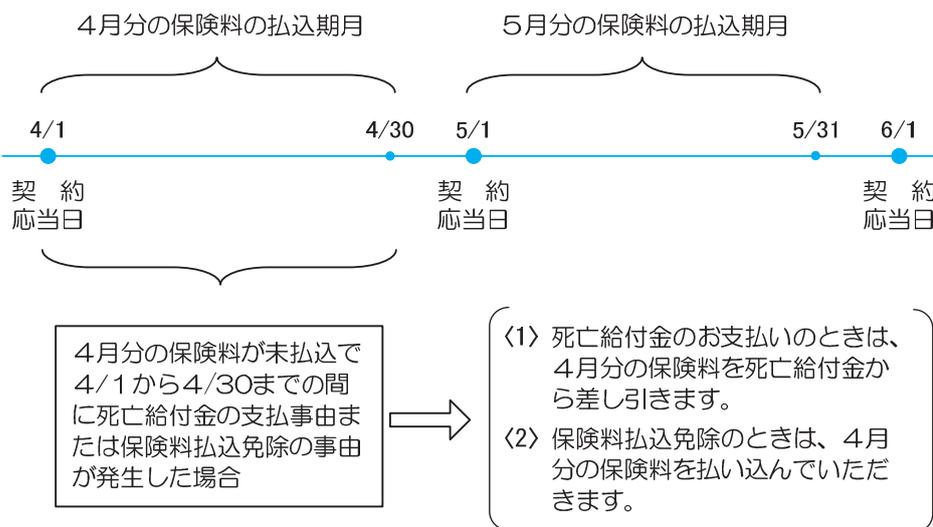
- 払込期月中にお払い込みいただく保険料は、払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間の保険料に充当され、払込期月に含まれる契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(例) 月払契約の場合



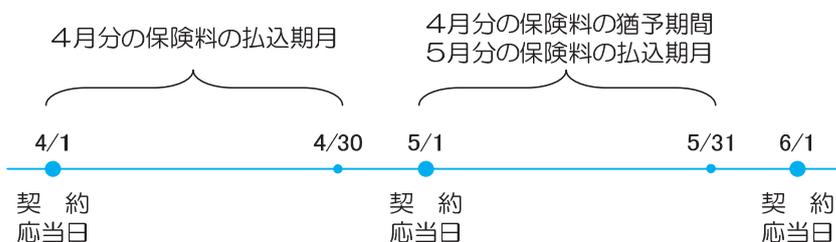
- 死亡給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、死亡給付金のお支払いのときにその未払込保険料を死亡給付金から差し引き、保険料払込免除のときはその未払込保険料を払い込んでいただきます。

(例) 月払契約の場合



- 月払契約で猶予期間中の契約応当日以降その月の末日までに、死亡給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合は、死亡給付金のお支払いのときにその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を死亡給付金から差し引き、保険料払込免除のときはその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を払い込んでいただきます。

(例)



4月分・5月分の保険料が未払込で5/1から5/31までの間に死亡給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合

- 〈1〉 死亡給付金のお支払いのときは、4月分および5月分の保険料を死亡給付金から差し引きます。
- 〈2〉 保険料払込免除のときは、4月分および5月分の保険料を払い込んでいただきます。

## ご 注 意

- 猶予期間中に年金の支払事由が発生した場合には、その猶予期間中の未払込保険料を年金から差し引きます。

## 6 ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて

保険料のお払い込み方法（回数）が年払または半年払のご契約の場合で、保険料をお払い込みいただいた後、その保険料期間の途中で**ご契約が消滅したとき**<sup>①</sup>または保険料のお払い込みが免除されたときには、以下の払いもどしがあります。

①ご契約が消滅したとき  
ご契約の減額等を含みます。

②すでに払い込まれた保険料

減額により保険料の一部のお払い込みが不要となった場合は、そのお払い込みが不要となった部分に限ります。

### ア. ご契約が消滅した場合

- すでに払い込まれた保険料<sup>②</sup>のうち、ご契約が消滅した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額（未経過期間に対応する保険料相当額）を払いもどします。

### イ. 保険料のお払い込みが免除された場合

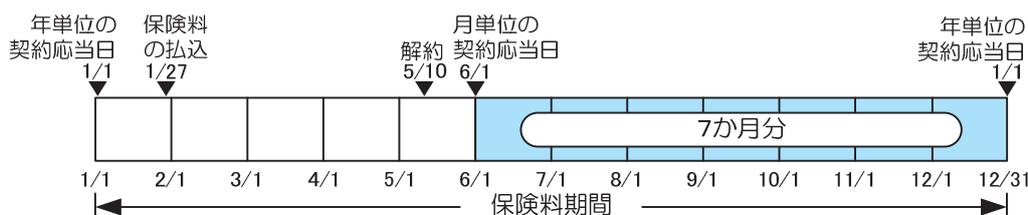
- お払い込みいただいた保険料のうち、保険料払込免除の事由に該当した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から保険料払込免除の事由に該当した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額を払いもどします。
- 保険料のお払い込みが免除された後にご契約が消滅した場合は、ご契約の消滅の際、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

### ウ. 払いもどしの例

（前提）

- ・年単位の契約応当日：1月1日、月単位の契約応当日：毎月1日
- ・年払契約
- ・1月27日に年払で保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合

- ご契約が消滅した日はご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日、ご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日は12月31日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額を払いもどします。



### ご 注 意

- 次の場合は、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
  - ・ 保険料のお払い込み方法（回数）が月払のご契約であるとき
  - ・ 詐欺による取消または不法取得目的による無効によりご契約が消滅したとき

# VI. ご契約後について

①当社所定の利率（契約者貸付の貸付利率）  
 具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

## 1 ご契約者貸付について

一時的にお金をご入用のときは、ご契約者に対する貸付の制度をご利用いただけます。

貸付金額の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料払込中の契約の場合、解約返戻金額の80%の範囲内</li> <li>・保険料払込済の契約の場合、解約返戻金額の70%の範囲内</li> </ul> ただし、すでに保険料の自動貸付による貸付金またはご契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額の範囲内とします。						
お利息	当社所定の利率（契約者貸付の貸付利率） <sup>①</sup> により複利で計算します。 利率は、次のとおり毎年2回見直しを行い、直前の利率見直し後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>利率の見直し日</th> <th>新利率の適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月の最初の営業日</td> <td>4月1日</td> </tr> <tr> <td>7月の最初の営業日</td> <td>10月1日</td> </tr> </tbody> </table>	利率の見直し日	新利率の適用日	1月の最初の営業日	4月1日	7月の最初の営業日	10月1日
利率の見直し日	新利率の適用日						
1月の最初の営業日	4月1日						
7月の最初の営業日	10月1日						
返済方法	全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。						
ご契約の失効	保険料の自動貸付による貸付金およびご契約者に対する貸付金の元利合計額が解約返戻金を超えると見込まれるときは、その旨を事前にご契約者に通知しますので、ご案内の金額を指定の期日までにご返済ください。ご返済いただかない場合には、この期日の翌日から、ご契約は失効します。						
精算について	死亡給付金、払いもどし金等のお支払いの際、貸付元利金を差し引き精算します。						

### ご 注 意

- 貸付元利金をご返済いただかない場合、お利息によって将来の返済額は大きくなります。また、ご契約が失効することもありますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 貸付利率の見直し方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には今後変更することがあります。
- 年金開始日以後は、この制度をご利用いただくことはできません。

## 2 解約と解約返戻金について

### ア. 解約のお取り扱い

- ご契約者は、年金開始日前に限り、いつでも将来に向かってご契約を解約することができますが、以後の保障はなくなります。
- 年金開始日以後は、主契約の解約はお取り扱いできません。年金支払日の到来していない年金の前払いとして、未払年金の現価を一括請求してください。なお、保証期間付終身年金の場合には、保証期間中に限り未払年金の現価をお支払いし、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合には年金のお支払いを再開します。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加されている各種特約も同時に消滅します。
- ご契約を解約される場合には、契約者ご本人が当社の職員または三井生命お客様サービスセンターまでお申し出ください。

### イ. 解約返戻金

#### (a) 解約返戻金の特徴

- 生命保険では、お払い込みいただいた保険料を預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部は毎年の死亡給付金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が、解約の際に払いもどされます。したがって、解約返戻金額は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 特にご契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金額は、保険の種類、契約年齢、保険期間、性別、経過年数などによって異なります。

#### (b) この保険の解約返戻金

- 主契約には解約返戻金があります。
- 当社所定の書類をご提出いただいたうえで、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

### 3 被保険者によるご契約者への解約の請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 〈1〉 ご契約者または死亡給付金受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- 〈2〉 ご契約者または死亡給付金受取人が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- 〈3〉 上記〈1〉〈2〉のほか、被保険者のご契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 〈4〉 ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

## 4 死亡給付金受取人によるご契約の存続について

### ア. 差押債権者、破産管財人などによる解約

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

### イ. 死亡給付金受取人によるご契約の存続

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の〈1〉および〈2〉を満たす死亡給付金受取人は、ご契約を存続させることができます。
  - 〈1〉ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 〈2〉ご契約者でないこと
- 死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、次の〈1〉～〈3〉のすべての手続きを行う必要があります。
  - 〈1〉ご契約者の同意を得ること
  - 〈2〉解約の通知が当社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
  - 〈3〉上記〈2〉について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

### ご 注 意

- 解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過するまでの間に年金開始日が到来する場合および年金開始日以後に解約の通知が当社に着いた場合には、上記お取り扱いはいたしません。

## 5 年金の種類の変更等について

### ア. 年金の種類の変更

- 年金支払開始のご案内時に、ご契約の際お選びいただいた年金の種類を変更することができます。この場合、変更後の年金額は再計算いたします。
- 次の5つの種類の中から1種類を選ぶことができます。

◆ 10年保証期間付終身年金（定額型）	◆ 夫婦年金	◆ 5年確定年金
◆ 10年確定年金	◆ 15年確定年金	
- 保険料払込期間中（保険料払込満了時までの期間が6か月未満の場合を除きます。）には、所定の範囲内で基本年金額を変えずに、年金の種類を変更することができます。詳細は、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにご確認ください。

### イ. 年金開始日の繰下げ

- 年金開始日前に限り、当社の定める範囲内で、年金開始日を繰下げることができます。この場合のお取り扱いは、次のとおりとなります。
  - ・基本年金額を変更します。
  - ・繰下げに伴う新たな保険料のお払い込みはありません。
  - ・死亡給付金額は、被保険者の死亡時の責任準備金相当額とします。
  - ・繰下げ期間は1年単位で最長5年間とし、一契約につき1回ご利用いただけます。

### ご 注 意

- 次の場合、年金の種類の変更はお取り扱いできません。
  - ・個人年金保険に条件付保険特約が付加されているとき
  - ・個人年金保険が払済年金保険に変更されているとき
  - ・基本年金額が当社の定める金額に満たないとき
  - ・保険料のお払い込みが免除されているとき
  - ・夫婦年金の場合で、ご夫婦の年齢差が15歳を超えるとき
- 個人年金保険料税制適格特約を付加された場合は、ご契約内容の変更にあって、一部制限があります。

## (1) 夫婦年金コースについて

### ア. 夫婦年金（配偶者特則を適用された場合）の特徴

- 〈1〉 年金開始日以後、被保険者と配偶者<sup>①</sup>のいずれかが生存している限り、一生涯にわたり年金をお支払いします。
- 〈2〉 最初の10年間の年金は保証されています。
- 〈3〉 年金の額は一定です。また、ご夫婦いずれかお1人が死亡された後もこの額は変わりません。

#### ①配偶者

配偶者特則の適用の際に、被保険者と同一戸籍に記載されている妻または夫とします。

#### ②年金受取人

年金受取人が被保険者のときは、被保険者の死亡以後、年金受取人は配偶者とします。

#### ③未払年金の現価

5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款の別表1「未払年金現価」をご覧ください。

### イ. 夫婦年金のお支払い

- 年金開始日以後、次の支払事由に該当されたとき、夫婦年金をお支払いします。

支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
被保険者が年金支払日に生存されているとき	年 金 額	年金受取人 <sup>②</sup>
被保険者が死亡され、その死亡日の翌日以後に到来する年金支払日に配偶者が生存されていると		
被保険者が死亡され、その死亡後保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に配偶者が死亡されたとき	残存保証期間中の未払年金の現価 <sup>③</sup>	配偶者の死亡時の法定相続人

## 6 死亡給付金・年金の受取人の変更について

### (1) 死亡給付金受取人の変更について

#### ア. 死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 死亡給付金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

#### イ. 遺言による死亡給付金受取人の変更

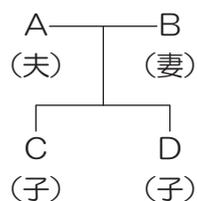
- ご契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

#### ウ. 死亡給付金受取人が亡くなられた場合

- 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。
- 死亡給付金受取人となられた人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

(例) ご契約者・被保険者……Aさん

死亡給付金受取人……Bさん



Bさん（死亡給付金受取人）が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにご連絡ください。
- 死亡給付金は、年金開始日前に支払事由が発生したときに限りお支払いします。

## (2) 年金受取人の変更について

### ア. 年金受取人の変更

- ご契約者は、年金開始日前に限り、年金受取人を変更することができます。
- 年金受取人は、年金開始日以後、年金受取人を変更することができます。ただし、年金受取人が被保険者である場合には、変更することはできません。
- 年金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

### イ. 遺言による年金受取人の変更

- ご契約者は、年金開始日前に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 年金受取人は、年金開始日以後、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。この場合、年金受取人が亡くなられた後、年金受取人の相続人から当社へご通知ください。

### ウ. 年金受取人が亡くなられた場合

- 年金受取人が亡くなられた時以後、年金受取人の変更手続きがとられていない間は、年金受取人の死亡時の法定相続人が年金受取人となります。
- 年金受取人となられた人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

### ご 注 意

- 当社が死亡給付金受取人の変更の通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、死亡給付金をお支払いしません。
- 年金受取人の変更は、約款所定の範囲でお取り扱いします。
- 当社が年金受取人の変更の通知を受ける前に変更前の年金受取人に年金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、年金をお支払いしません。

## 7 契約者配当金のお支払いについて

①当社所定の利率（契約者配当金の積立利率）  
具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

契約者配当金は、5年ごとに通算した運用成果をもとに、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。

- 次のような場合には、5年を経過する前でも、資産の運用成果に応じて契約者配当金をお支払いする場合があります。
  - ・ 契約転換制度をご利用される場合
  - ・ 死亡給付金の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
  - ・ 解約、減額等をされる場合

### ア. 契約者配当金のお支払い方法

#### (a) 年金開始日以前

- 当社所定の利率（契約者配当金の積立利率）<sup>①</sup>の複利で計算した利息を付けて積み立てておき、ご契約者からご請求があったとき、または、ご契約が消滅するときにお支払いします。なお、年金開始日までご契約が継続された場合は、年金額の増額にあてられます。

#### (b) 年金開始日後

- 当社所定の利率（契約者配当金の積立利率）の複利で計算した利息を付けて積み立てておき、年金受取人からご請求があったとき、または、ご契約が消滅したときにお支払いします。

### イ. 特別配当

- 長期間継続されたご契約に対しては、上記のほか、特別配当をお支払いする場合があります。

#### ご 注 意

- 個人年金保険料税制適格特約を付加されたご契約の場合、ご契約者からのご請求があっても、契約者配当金をお支払いすることはできません（積み立てた契約者配当金を途中で受け取りになることはできません）。
- 契約者配当金は、当社の決算実績によっては、お支払いできない場合もあります。
- ご契約日からその日を含めて2年以内に解約、減額等をされる場合、契約者配当金はありません。
- 解約、減額等をされる場合にお支払いする契約者配当金は、死亡給付金の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも、少なくなります。

## 8 受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて

次のような場合やご契約に関するお問い合わせやご相談がございましたら、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにご連絡ください。

また、三井生命ホームページでもご住所の変更、保険料振替口座の変更などのお手続きを承っております。

- ◆ ご契約者を変更するとき……………被保険者の同意および当社の承諾が必要です。
- ◆ 死亡給付金受取人を変更するとき……………被保険者の同意が必要です。
- ◆ 死亡給付金受取人が死亡されたとき……………新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ◆ 年金受取人を変更するとき
- ◆ 年金受取人が死亡されたとき
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ 保険証券を紛失されたとき
- ◆ ご契約に適用される諸利率の具体的な利率を知りたいとき

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、保険証券の証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご契約年月日および住所、郵便番号を必ずお知らせください。

当社は、みなさまのご意向を会社の経営に反映するよう努めております。  
当社の経営などについて、ご意見やお気づきの点がございましたら、文書にて本社総務グループ宛お寄せください。

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00~19:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

三井生命ホームページ

<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

## 9 お手続きに必要な書類について

給付金などのご請求や、名義変更等の諸手続きに必要な書類は、主約款および特約の別表「請求書類」に記載しております。

ただし、記載以外の書類のご提出を求めたり、または記載書類の一部省略のお取り扱いをすることがありますので、諸手続きが必要な場合には、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにご相談ください。

### ご 注 意

- ご契約者および死亡給付金受取人が企業（個人事業主を含みます。）で被保険者がその従業員のご契約の場合で、この保険の目的が、死亡給付金の全部または相当部分を被保険者またはそのご遺族に退職金等として支払うことにあるときは、死亡給付金のご請求の際、被保険者またはそのご遺族（退職金等の受給者）が請求内容を了知（自署・押印）していることが必要です。

## 10 生命保険と税金について

本項では、2015年4月現在の税制に基づく税務のお取り扱いを記載しています。  
今後、税制の変更に伴い、お取り扱いが変わる場合があります。  
個別のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

### ア. 一般生命保険料控除・個人年金保険料控除

生命保険料控除制度は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除からなる制度で、1年間にお払い込みいただいた保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が軽減されます。  
個人年金保険料税制適格特約を付加されたご契約の場合、お払い込みいただいた保険料は個人年金保険料控除の対象となります。付加されていないご契約の場合、お払い込みいただいた保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

#### (a) 一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象となるご契約

- 一般生命保険料控除の対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、死亡給付金・年金の受取人がご本人あるいは配偶者またはその他の親族であるご契約です。
- 個人年金保険料控除の対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、年金受取人がご本人または配偶者であるご契約です。

#### (b) 一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象となる保険料

- 一般生命保険料控除の対象となる保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料から、その年にお支払いした契約者配当金を差し引いた額です。
- 個人年金保険料控除の対象となる保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料です。
- 上記の保険料について「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。

①全期前納

ご契約時に全保険料払込期間分の年払保険料を一括して前納いただく方法をいいます。

(c) 控除額の計算方法

〈1〉 所得税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え 80,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一 律 40,000円

- ・一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて120,000円が控除額の限度となります。

〈2〉 住民税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え 56,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一 律 28,000円

- ・一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて70,000円が控除額の限度となります。

イ. 解約返戻金について

- 年金開始日前にご契約を解約された場合は、一時所得として次の金額が課税対象となり、他の所得と合算のうえ所得税および住民税が課税されます。

$$\{\text{解約時受取総額} - \text{正味払込保険料総額} - \text{特別控除 (50万円)}\} \times \frac{1}{2}$$

なお、**全期前納**<sup>①</sup>等を行った確定年金のご契約を5年以内に解約された場合、解約時受取総額から正味払込保険料総額を差し引いた金額に対して、復興特別所得税を含めて20.315%の源泉分離課税が行われます。

## ウ. 死亡給付金、年金などの税法上のお取り扱い

### (a) 死亡給付金、年金の税法上のお取り扱いについて

- 死亡給付金、年金に対する税金は、ご契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の関係によって、異なります。

#### 〈1〉 死亡給付金を受け取られたとき

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

#### 〈2〉 年金を受け取られたとき

	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
受取人がご契約者自身の場合	夫	夫	夫	毎年受け取る年金は所得税（雑所得）および住民税が課税されます。
	夫	妻	夫	
受取人がご契約者以外の場合	夫	妻	妻	年金受給権取得時に支払いを受けるべき年金についての税法上の評価額に対して贈与税が課税されます。その後、毎年受け取る年金は課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分にのみ所得税（雑所得）および住民税が課税されます。





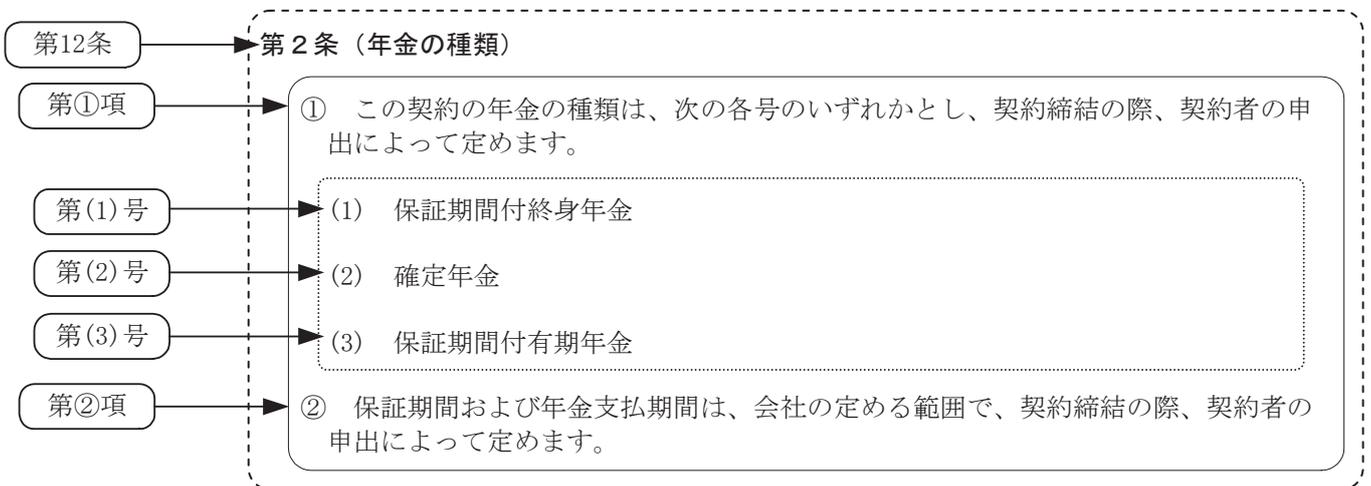


# 約 款

「約款」は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。

- 約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

(例) 5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款 第2条(年金の種類)の規定の場合



# 5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款目次

この保険の主な内容	
<b>第1編 用語の意義</b>	
<b>1. 用語の意義</b>	
第1条	用語の意義
<b>第2編 この契約の給付および請求手続</b>	
<b>2. 年金の種類および年金の型</b>	
第2条	年金の種類
第3条	年金の型
<b>3. 年金、死亡給付金の支払</b>	
第4条	年金、死亡給付金の支払
第5条	年金の分割支払
第6条	年金の前払
第7条	年金の継続支払
<b>4. 保険料の払込免除</b>	
第8条	保険料の払込免除
<b>5. 請求手続</b>	
第9条	通知義務
第10条	年金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所
第11条	保険料払込免除の請求手続等
<b>第3編 この契約の取扱</b>	
<b>6. 会社の責任開始時</b>	
第12条	会社の責任開始時
<b>7. 保険料の払込</b>	
第13条	保険料の払込
第14条	未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし
第15条	保険料の払込方法（経路）の選択
第16条	保険料の前納
第17条	猶予期間および契約の失効
第18条	猶予期間中に支払事由等が生じた場合の保険料の取扱
第19条	保険料の自動貸付
第20条	保険料の自動貸付の取消
<b>8. 契約の復活</b>	
第21条	契約の復活
<b>9. 契約の取消、無効、解除および解約</b>	
第22条	詐欺による取消
第23条	不法取得目的による無効
第24条	告知義務
第25条	告知義務違反による解除
第26条	契約を解除できない場合
第27条	重大事由による解除
第28条	解約
第29条	死亡給付金受取人による契約の存続
<b>10. 払いもどし金</b>	
第30条	払いもどし金
<b>11. 契約内容の変更・死亡給付金受取人の変更等</b>	
第31条	基本年金額の減額
第32条	払済年金保険への変更
第33条	復旧
第34条	保険料払込期間の変更
第35条	保険料払込方法の変更
第36条	年金開始日の変更
第37条	年金の種類の変更
第38条	年金の型の変更
第39条	保証期間または年金支払期間の変更
第40条	複数の年金の種類等への変更
第41条	年金の支払方法の変更
第42条	年金受取人または死亡給付金受取人の死亡
第43条	会社への通知による年金受取人または死亡給付金受取人の変更
第44条	遺言による年金受取人または死亡給付金受取人の変更
第45条	契約者の変更
第46条	年金受取人による契約の承継
第47条	契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者
第48条	契約者または年金受取人の住所の変更
<b>12. 契約者に対する貸付</b>	
第49条	契約者に対する貸付
<b>13. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理</b>	
第50条	年齢の計算
第51条	年齢または性別の誤りの処理
<b>14. 契約者配当金</b>	
第52条	契約者配当金の割当
第53条	契約者配当金の支払
<b>15. 保険の種類の変換</b>	
第54条	保険の種類の変換
<b>16. その他</b>	
第55条	時効
第56条	管轄裁判所

- 第57条 高額割引保険料率の適用に関する  
取扱  
第58条 団体を契約者とする場合の死亡給  
付金請求手続の特別取扱

#### 17. 一時払契約の場合の特則

- 第59条 一時払契約の場合の特則

#### 18. 配偶者特則

- 第60条 配偶者特則の適用  
第61条 配偶者  
第62条 配偶者特則の消滅  
第63条 権利および義務の承継  
第64条 年金の支払、年金の支払方法等の  
特例

- 別表1 未払年金現価  
別表2 死亡給付金  
別表3 年金原資  
別表4 対象となる不慮の事故  
別表5 対象となる高度障害状態  
別表6 対象となる障害状態  
別表7 請求書類

## 5年ごと利差配当付個人年金保険普通保険約款

### (この保険の主な内容)

この保険は、年金開始日以後、次の年金を支払うことによって、年金受取人の生活の安定をはかることを主な目的とする保険です。

年金の種類	内容
(1) 保証期間付 終身年金	会社は、被保険者が年金支払日に生存している間終身にわたり、毎年、年金を支払います。また、保証期間中に被保険者が死亡したときは、保証期間中の年金のうち、まだ年金支払日が到来していない年金の現価を支払います。
(2) 確定年金	会社は、年金支払期間中、被保険者が年金支払日に生存している限り、毎年、年金を支払います。また、年金支払期間中に被保険者が死亡したときは、年金支払期間中の年金のうち、まだ年金支払日が到来していない年金の現価を支払います。
(3) 保証期間付 有期年金	会社は、年金支払期間中、被保険者が年金支払日に生存している限り、毎年、年金を支払います。また、保証期間中に被保険者が死亡したときは、保証期間中の年金のうち、まだ年金支払日が到来していない年金の現価を支払います。

## 第1編 用語の意義

### 1. 用語の意義

#### 第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義								
(1) 契約	保険契約のことをいいます。								
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。								
(3) 責任開始時	<p>契約の締結、復活または復旧にあたって、会社の契約上の責任が開始する時をいい、復活または復旧が行われた契約においては、次の(ア)または(イ)に定める時とします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 復活が行われたとき</td> <td>最終の復活の際の責任開始時</td> </tr> <tr> <td>(イ) 復旧が行われたとき</td> <td>復旧が行われたときの死亡給付金額の増額部分については最終の復旧の際の責任開始時</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時	(イ) 復旧が行われたとき	復旧が行われたときの死亡給付金額の増額部分については最終の復旧の際の責任開始時		
項目	内容								
(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時								
(イ) 復旧が行われたとき	復旧が行われたときの死亡給付金額の増額部分については最終の復旧の際の責任開始時								
(4) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。								
(5) 契約日	第12条（会社の責任開始時）第①項により会社の責任が開始する日のことをいい、契約における年齢および期間等の基準となる日となります。								
(6) 契約応当日	<p>契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。</p> <p>また、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。</p>								
(7) 月払契約	保険料の払込方法（回数）が月払の契約のことをいいます。								
(8) 半年払契約	保険料の払込方法（回数）が半年払の契約のことをいいます。								
(9) 年払契約	保険料の払込方法（回数）が年払の契約のことをいいます。								
(10) 保険料期間	<p>保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)から(ウ)に定める期間のことをいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保険料の払込方法（回数）</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 月払契約の場合</td> <td>契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> <tr> <td>(イ) 半年払契約の場合</td> <td>契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 年払契約の場合</td> <td>契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の払込方法（回数）	期間	(ア) 月払契約の場合	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで	(イ) 半年払契約の場合	契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで	(ウ) 年払契約の場合	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで
保険料の払込方法（回数）	期間								
(ア) 月払契約の場合	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで								
(イ) 半年払契約の場合	契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで								
(ウ) 年払契約の場合	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで								

用語	意義
(11) 基本年金額	第1回の年金額として、契約締結の際、契約者の申出によって定められた金額をいいます。 ただし、契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
(12) 年金開始日	被保険者の年齢が年金開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
(13) 年金支払日	年金開始日およびその後到来する年金開始日の毎年の応当日をいいます。

## 第2編 この契約の給付および請求手続

### 2. 年金の種類および年金の型

#### 第2条（年金の種類）

- ① この契約の年金の種類は、次の各号のいずれかとし、契約締結の際、契約者の申出によって定めます。
- (1) 保証期間付終身年金
  - (2) 確定年金
  - (3) 保証期間付有期年金
- ② 保証期間および年金支払期間は、会社の定める範囲で、契約締結の際、契約者の申出によって定めます。

#### 第3条（年金の型）

この契約の年金の型は、次の各号のいずれかとし、契約締結の際、契約者の申出によって定めます。

年金の型	内容
(1) 定額型	毎年の年金額を基本年金額と同額とするもの
(2) 単利逓増型	第1回目の年金額を基本年金額とし、第2回目以後の年金額を前回の年金額に基本年金額の6%相当額を加算した額とするもの

### 3. 年金、死亡給付金の支払

#### 第4条（年金、死亡給付金の支払）

① 会社は、この契約の年金および死亡給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由（年金を支払う場合）	支払金額	受取人	
(1) 年金	(ア) 保証終期身 間年 付金	被保険者が年金支払日に生存しているとき  被保険者が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	年金額*  別表1に定める保証期間中の未払年金*の現価	年金受取人
	(イ) 確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき  被保険者が年金開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	年金額*  別表1に定める年金支払期間中の未払年金*の現価	
	(ウ) 保証有期 期間年 付金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額*	
		被保険者が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	別表1に定める保証期間中の未払年金*の現価	

名称	支払事由（死亡給付金を支払う場合）	支払金額	受取人	免責事由（死亡給付金を支払わない場合）
(2) 死亡給付金	被保険者が年金開始日前に死亡したとき	別表2の金額	死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 死亡給付金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

\* 年金額 年金の型（第3条）の規定によって定められる毎年の年金支払日における金額をいいます。

\* 未払年金 保証期間中または年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない年金をいいます。

② 年金は、毎年1回、年金支払日に支払います。

- ③ 被保険者が年金開始日以後に死亡したときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が年金開始日以後保証期間中または年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡し、未払年金の現価を支払ったとき	被保険者の死亡時に契約は消滅したものとします。
(2) 年金の種類が保証期間付終身年金または保証期間付有期年金の場合で、かつ、保証期間経過後に被保険者が死亡したとき	被保険者の死亡時に契約は消滅します。

- ④ 年金受取人は、契約者または被保険者とし、契約締結の際、契約者の申出によって定めず。
- ⑤ 契約者は、年金のすえ置き支払を選択することができます。ただし、年金開始日以後は、年金受取人が年金のすえ置き支払を選択することができます。
- ⑥ 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第30条（払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑧ 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときには、会社は、死亡給付金を支払います。

#### 第5条（年金の分割支払）

- ① 契約締結の際に契約者から申出があったときには、会社は、次の各号のいずれかの方法によって、年金額を等分して支払います。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額未満のときは、年金の分割支払を取り扱いません。
- (1) 年金支払日およびその半年目の応当日に支払う方法
  - (2) 年金支払日およびその3か月ごとの応当日に支払う方法
  - (3) 年金支払日およびその2か月ごとの応当日に支払う方法
  - (4) 年金支払日およびその月ごとの応当日に支払う方法
- ② 年金額を等分して支払うときには、会社は、会社の定める利率による利息を付けて支払います。
- ③ 被保険者が死亡したことによって契約が消滅する場合で、かつ、その死亡日を含む年度の年金に未支払分があるときには、会社は、これを一括して年金受取人に支払います。

#### 第6条（年金の前払）

- ① 年金受取人は、年金開始日以後いつでも、会社の定める方法により計算した未払年金の現価（別表1）の前払を請求することができます。

- ② 年金の前払が行われたときには、会社は、年金の種類に応じ、次の各号に定めるとおり取り扱います。

年金の種類	内容	
(1) 保証期間付 終身年金	(ア) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているとき	年金を継続して支払います。
	(イ) 年金の前払が行われている期間中に被保険者が死亡したとき	被保険者の死亡時に契約は消滅します。
(2) 確定年金	年金の前払が行われた時に契約は消滅します。	
(3) 保証期間付 有期年金	(ア) 年金支払期間中保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているとき	年金を継続して支払います。
	(イ) 年金の前払が行われている期間中に被保険者が死亡したとき	被保険者の死亡時に契約は消滅します。

- ③ 年金の種類が保証期間付終身年金または保証期間付有期年金の場合で、被保険者の生存中に年金の前払が行われたときには、会社は、保険証券に表示します。

#### 第7条（年金の継続支払）

年金受取人は、必要書類（別表7）を提出して、次の各号に定めるとおり、未払年金の現価の支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。

項目	内容
(1) 年金の種類が保証期間付終身年金または保証期間付有期年金の場合で、かつ、被保険者が死亡したことにより保証期間中の未払年金の現価が支払われることになるとき	会社は、残存保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間が満了した時に契約は消滅します。 ただし、年金の前払（第6条）の請求があったときは、前払が行われた時に契約は消滅します。
(2) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、被保険者が死亡したことにより年金支払期間中の未払年金の現価が支払われることになるとき	会社は、残存年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間が満了した時に契約は消滅します。 ただし、年金の前払（第6条）の請求があったときは、前払が行われた時に契約は消滅します。

#### 4. 保険料の払込免除

##### 第8条（保険料の払込免除）

① この契約の保険料の払込免除は、次の各号に定めるとおりです。

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料の払込を免除しない場合
保険料の払込免除	(1) 被保険者が責任開始時* 以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険料払込期間中に高度障害状態* になったとき	払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 戦争その他の変乱
	(2) 被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に障害状態* になったとき		被保険者が次のいずれかによって障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

\* 責任開始時 第1条（用語の意義）第(3)号にかかわらず、契約の締結の際の責任開始時または復活もしくは復旧が行われたときは最終の復活もしくは復旧の際の責任開始時をいいます。以下本条において同じとします。

\* 高度障害状態 別表5に定める身体障害の状態をいいます。

\* 不慮の事故 別表4に定める事故をいいます。

\* 障害状態 別表6に定める身体障害の状態をいいます。

② 第①項の保険料払込免除の事由には、それぞれ次の各号に定める場合を含みます。

項目	内容
(1) 第①項第(1)号の保険料払込免除の事由	責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって被保険者が高度障害状態になった場合
(2) 第①項第(2)号の保険料払込免除の事由	責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって被保険者が障害状態になった場合

③ 被保険者が、責任開始時に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。

- (1) 契約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 年払契約または半年払契約の場合で、保険料の払込が免除されたときには、会社は、保険料払込免除の事由に該当した時を含む保険料期間のうち保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を契約者に払いもどします。なお、月払契約の場合には、保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、以後第13条（保険料の払込）第②項に定める払込期月に含まれる契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。なお、この場合、契約が消滅（一部の消滅を含みます。）した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑥ 保険料の払込が免除された後は、次の各号の規定は適用しません。
- (1) 払済年金保険への変更（第32条）
  - (2) 保険料払込期間の変更（第34条）
  - (3) 保険料払込方法の変更（第35条）
  - (4) 年金開始日の変更（第36条）
  - (5) 年金の種類の変更（第37条）
  - (6) 年金の型の変更（第38条）
  - (7) 保証期間または年金支払期間の変更（第39条）
  - (8) 保険の種類の変換（第54条）
- ⑦ 保険料の払込が免除された後の払いもどし金（第30条）は、契約の経過した年月数によって計算します。
- ⑧ 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって高度障害状態または障害状態になった場合でも、それらの事由によって高度障害状態または障害状態になった被保険

者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

## 5. 請求手続

### 第9条（通知義務）

- ① 契約者または死亡給付金受取人は、死亡給付金の支払事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。
- ② 契約者または被保険者は、保険料払込免除の事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。
- ③ 年金受取人は、年金開始日以後に被保険者が死亡したことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。

### 第10条（年金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表7）を提出して、年金を請求してください。
  - (1) 年金の支払事由が生じた場合
  - (2) 年金の分割支払（第5条）の場合で、分割した年金またはその未支払分を請求するとき
  - (3) 年金の前払（第6条）を請求する場合
- ② 死亡給付金受取人は、死亡給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表7）を提出して、死亡給付金を請求してください。
- ③ 会社は、年金または死亡給付金を、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

- ④ 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認（会社の指定した医師の診断を含みます。）を行います。この場合、第③項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	年金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 詐欺による取消（第22条）、不法取得目的による無効（第23条）または重大事由による解除（第27条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(エ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者もしくは年金受取人の契約締結の目的または年金請求の意図に関する契約の締結時から年金請求時までにおける事実 (ウ) 契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の契約締結の目的または死亡給付金請求の意図に関する契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実 (エ) 第27条（重大事由による解除）第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当する事実の有無

- ⑤ 第④項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

項目	日数
(1) 第④項第(1)号から第(4)号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2) 第④項第(2)号から第(4)号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
(3) 第④項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4) 第④項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関し、契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 第④項第(1)号から第(4)号に定める事項についての日本国外における調査	180日
(6) 第④項第(1)号から第(4)号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	180日

- ⑥ 第④項および第⑤項の確認を行う場合、会社は、年金または死亡給付金を請求した者に通知します。
- ⑦ 第④項および第⑤項に掲げる必要な事項の確認にあたって、契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）には、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

#### 第11条（保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表7）を提出して、保険料払込免除を請求してください。
- ② 保険料払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、第10条（年金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第③項から第⑦項の規定を準用します。

### 第3編 この契約の取扱

#### 6. 会社の責任開始時

##### 第12条（会社の責任開始時）

- ① 会社は、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料に相当する金額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合	第1回保険料に相当する金額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時)

- ② 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 会社名
- (2) 契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) この契約の年金受取人および死亡給付金受取人の氏名または名称その他の年金受取人および死亡給付金受取人を特定するために必要な事項
- (5) この契約およびこの契約に付加された特約の名称
- (6) 年金の種類
- (7) 年金の支払方法および年金の型
- (8) 年金開始日および保証期間または年金支払期間
- (9) この契約の基本年金額およびこの契約に付加された特約の特約保険金額、入院給付日額等
- (10) この契約およびこの契約に付加された特約の合計保険料およびその払込方法
  - (11) 契約日
  - (12) 保険証券を作成した年月日

#### 7. 保険料の払込

##### 第13条（保険料の払込）

- ① 契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回保険料の払込方法（経路）にしたがい、払込期月中に払い込んでください。
- ② 第①項の払込期月は、保険料の払込方法（回数）に応じ、次の各号に定めるとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(1) 月払契約の場合	月単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(2) 半年払契約の場合	半年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(3) 年払契約の場合	年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで

- ③ 月払契約、半年払契約または年払契約それぞれの払込期月に含まれる契約応当日を「払込期月に含まれる契約応当日」とします。
- ④ 保険料がその払込期月に含まれる契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次の各号のいずれかに該当したときには、会社は、その払い込まれた保険料を契約者に払

いもどします。ただし、死亡給付金を支払うときは、死亡給付金受取人に払いもどします。

- (1) 保険料の払込が免除されたとき
- (2) 契約が払済年金保険に変更されたとき
- (3) 契約が消滅したとき
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日までに死亡給付金の支払事由が生じたときには、会社は、その払込期月の保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。
- ⑥ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日までに保険料払込免除の事由が生じたときには、契約者は、その払込期月の保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれないときは、契約はその猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

#### 第14条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）

契約が保険料期間の途中で消滅（一部の消滅を含みます。以下本条において同じとします。）した場合で、消滅時を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれているときには、会社は、保険料の払込方法（回数）に応じ、次の各号に定めるとおり取り扱います。

保険料の払込方法（回数）	内容
(1) 年払契約または半年払契約の場合	消滅時を含む保険料期間のうち契約が消滅した後の期間に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額（以下「未経過期間に対応する保険料相当額」といいます。）を契約者（死亡給付金を支払うことにより契約が消滅するときは死亡給付金受取人）に払いもどします。 ただし、詐欺による取消（第22条）または不法取得目的による無効（第23条）に該当する場合は、未経過期間に対応する保険料相当額を払いもどしません。
(2) 月払契約の場合	未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

#### 第15条（保険料の払込方法（経路）の選択）

- ① 契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
  - (1) 口座振替払込  
会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法をいいます。
  - (2) 団体扱払込  
所属団体を通じ払い込む方法をいいます。この方法は、所属団体と会社との間に団体特別取扱契約が締結されている場合に限り取り扱います。
  - (3) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
  - (4) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
  - (5) 集金人払込  
会社の派遣した集金人に払い込む方法をいいます。ただし、契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限り、この方法を取り扱います。
- ② 保険料の払込方法が口座振替払込、団体扱払込または集金人払込のいずれかである契約において、その契約がその払込方法の取扱の範囲または条件に該当しなくなったときには、契約者は、その保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ③ 第①項第(5)号の場合において、払込期月中に保険料の払込がないときには、契約者は、その保険料については猶予期間中に会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでくださ

い。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときには、会社は、猶予期間中でも集金人を派遣します。

#### 第16条（保険料の前納）

- ① 契約者は、将来の保険料を前納することができます。ただし、1年分を超える保険料を前納する場合は、保険料前納期間の満了日が年単位の契約応当日の前日となるときに限り取り扱います。
- ② 第①項の場合、会社は、会社の定める利率で保険料を割り引きます。ただし、月払契約については、当月分を含めて3か月分以上払い込むときに限り割り引きます。
- ③ 1年分を超える保険料が前納されたときには、会社は、前納された保険料を会社の定める利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月に含まれる契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ④ 次の各号の場合、前納された保険料の残額があるときには、会社は、その残額を契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、第(1)号の場合で、その満了日の翌日に年金開始日が到来するときは、あらかじめ契約者から申出がない限り、その残額を年金原資に繰り入れ、基本年金額の増額にあてます。
  - (1) 保険料前納期間が満了したとき
  - (2) 保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 契約が払済年金保険に変更されたとき
  - (4) 契約が消滅したとき

#### 第17条（猶予期間および契約の失効）

- ① 第2回以後の保険料の払込については、次の各号に定める猶予期間があります。

項目	猶予期間
(1) 月払契約の場合	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 年払契約または半年払契約の場合	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月に含まれる契約応当日がその月の末日のときは、翌々月の末日まで）

- ② 猶予期間中に保険料が払い込まれないときには、契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

#### 第18条（猶予期間中に支払事由等が生じた場合の保険料の取扱）

- ① 猶予期間中に年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その猶予期間中の未払込保険料を年金または死亡給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中に保険料払込免除の事由が生じた場合には、契約者は、猶予期間中の未払込保険料をその猶予期間の満了日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

#### 第19条（保険料の自動貸付）

- ① 猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、契約者からあらかじめ反対の申出がないときには、会社は、払い込むべき保険料に相当する金額を猶予期間の満了日に契約者に貸し付けて、保険料の払込にあてます。
- ② 本条の貸付は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
  - (1) 払い込むべき保険料とその利息との合計額が、その保険料の払込があったものとして計算した解約返戻金額の範囲内のときに取り扱います。
  - (2) すでに本条による貸付金または契約者に対する貸付（第49条）による貸付金があるとき

には、会社は、第(1)号の解約返戻金額からその元利金を差し引きます。

- (3) 会社は、本条の貸付金の利息を、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次期以後の保険料払込猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、月払契約の場合には、事業年度末ごとに元金に繰り入れます。
- ③ 契約者は、いつでも本条の貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、次の各号の場合には、会社は、支払金から本条の貸付元利金を差し引きます。
- (1) 基本年金額を減額したとき
  - (2) 死亡給付金が支払われるとき
  - (3) 第(2)号以外の事由によって契約が消滅したとき
  - (4) 保険料払込期間を変更したとき
  - (5) 年金の種類を変更したとき
  - (6) 年金の型を変更したとき
  - (7) 保証期間または年金支払期間を変更したとき
- ④ 年金開始日の前日までに本条による貸付金の元利合計額が返済されなかったときには、会社は、会社の定める方法により基本年金額を減額して、減額された部分の解約返戻金額を貸付金の元利合計額の返済に充当します。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める金額未満のときは、年金開始日の前日に契約は解約されたものとし、解約返戻金額から貸付金の元利合計額を差し引いた額を契約者に支払います。

#### 第20条（保険料の自動貸付の取消）

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間の満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、契約者から次の各号のいずれかの請求があったときには、会社は、その保険料の自動貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 解約（第28条）
- (2) 払済年金保険への変更（第32条）

## 8. 契約の復活

#### 第21条（契約の復活）

- ① 契約者は、契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内で、かつ、年金開始日前ならば、必要書類（別表7）を提出して、契約の復活を請求することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときを除きます。
- ② 会社が契約の復活を承諾したときには、会社は、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。この場合、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

項目	内容
(1) 復活を承諾した時から1か月以内に延滞保険料（これに対する年6%の割合により計算した利息を含みます。以下本条において同じとします。）を受け取った場合	延滞保険料を受け取った時
(2) 延滞保険料を受け取った後に復活を承諾した場合	延滞保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

- ③ 保険料の自動貸付（第19条）または契約者に対する貸付（第49条）による貸付元利金が解約返戻金額を超えたことによって効力を失った契約を復活するときには、契約者は、延滞保険料とあわせて会社所定の金額を払い込んでください。

## 9. 契約の取消、無効、解除および解約

### 第22条（詐欺による取消）

契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人の詐欺によって契約が締結もしくは復活されまたは復旧されたときには、会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに受け取った保険料は払いもどしません。

### 第23条（不法取得目的による無効）

契約者が、年金もしくは死亡給付金を不法に取得する目的または他人に年金もしくは死亡給付金を不法に取得させる目的をもって契約が締結もしくは復活されまたは復旧されたときには、契約は無効とし、会社は、すでに受け取った保険料を払いもどしません。

### 第24条（告知義務）

契約者および被保険者は、契約の締結、復活または復旧の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面（会社の定める情報端末を用いる場合は、それに表示された告知画面を含みます。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

### 第25条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かって契約（復旧の際の告知義務違反の場合には、復旧による死亡給付金額の増額部分。以下本条において同じとします。）を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
  - (1) 被保険者が死亡したとき
  - (2) 被保険者が高度障害状態（別表5）になったとき
  - (3) 被保険者が障害状態（別表6）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、死亡給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、死亡給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、死亡給付金受取人または被保険者が証明したときには、会社は、死亡給付金を支払いまたは保険料（会社が契約を解除する時までに払込期月に含まれる契約応当日の到来している保険料に限ります。）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、死亡給付金受取人または被保険者に通知します。

### 第26条（契約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第25条（告知義務違反による解除）による契約の解除を行うことができません。

- (1) 契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のために契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)

から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、契約を解除することができます。

- (ア) 契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (イ) 契約者または被保険者に対し、第24条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
- (ウ) 契約者または被保険者に対し、第24条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えて契約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかに該当したときには、会社は、契約を解除することができます。
  - (ア) 被保険者が高度障害状態（別表5）になったとき
  - (イ) 被保険者が障害状態（別表6）になったとき

## 第27条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって契約を解除（一部の解除を含みます。以下本条において同じとします。）することができます。
  - (1) 契約者または死亡給付金受取人が、死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) 契約者または被保険者が、この契約の保険料払込免除を目的として事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (3) この契約の年金、死亡給付金または保険料払込免除の請求に関し、年金受取人、死亡給付金受取人または契約者（保険料払込免除の場合に限ります。）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (4) 契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 契約者、年金受取人または死亡給付金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者、年金受取人もしくは死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
  - (1) 被保険者が死亡したとき
  - (2) 被保険者が高度障害状態（別表5）になったとき
  - (3) 被保険者が障害状態（別表6）になったとき

- (4) 年金の支払事由に該当したとき
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について年金または死亡給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでにその年金または死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当したのが年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その年金受取人または死亡給付金受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、次の(ア)から(ウ)に定めるとおり取り扱います。
- (ア) 年金開始日以後に契約を解除する場合、契約のうち、第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当した年金受取人の受取割合に応じて、その年金受取人が年金を受け取るべき部分を解除します。
- (イ) 第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当した年金受取人が受け取るべき金額を支払いません。もし、すでに第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当した年金受取人に年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (ウ) 第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた死亡給付金の支払事由について、第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当した死亡給付金受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、死亡給付金を支払わない部分については解約返戻金または責任準備金を第30条（払いもどし金）第①項の規定により契約者に支払います。もし、すでに第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当した死亡給付金受取人に死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条による契約の解除を、契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下本項において同じとします。）に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、死亡給付金受取人または被保険者に通知します。

## 第28条（解 約）

契約者は、年金開始日前に限り、いつでも将来に向かって、契約を解約することができます。この場合、必要書類（別表7）を提出してください。

## 第29条（死亡給付金受取人による契約の存続）

- ① 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月以内に年金開始日が到来する場合および年金開始日以後に解約の通知が会社に着いた場合には、本条の規定は適用しません。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、死亡給付金受取人であって通知の時に次次の第(1)号および第(2)号の条件を満たす者（以下「介入権者」といいます。）が、契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときには、第①項の解約はその効力を生じません。
- (1) 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当すること
- (ア) 契約者の親族
- (イ) 被保険者の親族
- (ウ) 被保険者

- (2) 契約者でないこと
- ③ 第②項の通知をするときには、介入権者は、必要書類（別表7）を会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべき場合に該当して契約が消滅するときには、会社は、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 10. 払いもどし金

### 第30条（払いもどし金）

- ① この契約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡給付金を支払わない場合に該当したとき (第4条)	保険料払込中の契約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契 約 者
(2) 保険料の払込がなく契約が効力を失ったとき (第17条)	保険料払込中の契約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(3) 契約が解除されたとき (第25条)		
(4) 契約が解約されたとき (第28条)		
(5) 基本年金額が減額されたとき (第31条)		
(6) 払済年金保険が解除または解約されたとき (第25条) (第28条)		
(7) 年金開始日前に生じた事由により、契約が解除されたとき (第27条)	(ア) 年金開始日前に契約が解除されたとき (a) 保険料払込中の契約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 (b) 保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	契 年 約 金 を 受 取 人 解 除 さ れ た
	(イ) 年金開始日以後に契約が解除されたとき ……別表3例示の割合で計算した年金開始日の前日における年金原資相当額	

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(8) 年金開始日前に生じた事由により、払済年金保険が解除されたとき (第27条)	(ア) 年金開始日前に契約が解除されたとき ……契約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契約者
	(イ) 年金開始日以後に契約が解除されたとき ……別表3例示の割合で計算した年金開始日の前日における年金原資相当額	契 年 金 を 受 取 人 と し た
(9) 年金開始日以後に生じた事由により、契約が解除されたとき (第27条)	第27条第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時に応じて、別表1に定める計算方法に準じて計算した保証期間中または年金支払期間中の未払年金の現価相当額	契 年 金 を 受 取 人 と し た
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、責任準備金を払いもどしません。</li> <li>・第(7)号(イ)、第(8)号(イ)および第(9)号の場合、払いもどし金額は、契約を解除された年金受取人の受取割合に応じて計算します。</li> </ul>		

- \* **保険料を受け取った年月数** 第14条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表7）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

## 11. 契約内容の変更・死亡給付金受取人の変更等

### 第31条（基本年金額の減額）

- ① 契約者は、年金開始日前に限り、必要書類（別表7）を提出して、将来に向かって、基本年金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 基本年金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。
- ③ 基本年金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。

### 第32条（払済年金保険への変更）

- ① 契約者は、会社の承諾を得たうえで、保険料が払い込まれた最終の保険料期間の満了日の翌日（以下「払済変更日」といいます。）以後の払い込むべき保険料を払い込まないこととし、契約を次の各号に定める内容の払済年金保険に変更することができます。ただし、変更後の基本年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、払済年金保険への変更を取り扱いません。
- (1) 払済年金保険への変更は、払済変更日に効力を生じるものとします。
- (2) 年金開始日は、もとの年金開始日と同一とします。
- (3) 基本年金額は、払済変更日の前日における解約返戻金額（払済年金保険への変更の申出時において保険料の自動貸付（第19条）または契約者に対する貸付（第49条）による貸付金があるときは、その元利金を差し引きます。）によって定めます。
- (4) 死亡給付金額は、会社の定める方法によって計算した金額とします。

- ② 第①項の変更をするときには、契約者は、必要書類（別表7）を提出してください。
- ③ 払済年金保険に変更されたときには、会社は、保険証券に表示します。

### 第33条（復旧）

- ① 契約者は、払済変更日からその日を含めて3年以内で、かつ、年金開始日前に限り、必要書類（別表7）を提出して、契約の復旧を請求することができます。
- ② 会社が契約の復旧を承諾したときは、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 復旧を承諾した後に会社の指定した日までに会社所定の金額を受け取った場合	会社所定の金額を受け取った時
(2) 会社所定の金額を受け取った後に復旧を承諾した場合	会社所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

- ③ 契約が復旧されたときには、会社は、保険証券に表示します。

### 第34条（保険料払込期間の変更）

- ① 契約者は、会社の承諾を得て、保険料払込期間を変更することができます。この場合、必要書類（別表7）を提出してください。
- ② 保険料払込期間を変更したときには、会社は、保険証券に表示します。

### 第35条（保険料払込方法の変更）

契約者は、会社の定める範囲内で、保険料の払込の回数（第13条）および経路（第15条）を変更することができます。

### 第36条（年金開始日の変更）

- ① 契約者は、年金開始日前に限り、会社の定める範囲内で、年金開始日を変更することができます。この場合、必要書類（別表7）を提出してください。
- ② 第①項により年金開始日を変更する場合は、基本年金額を変更します。
- ③ 年金開始日を繰下げる場合、繰下げ前の年金開始日であった日から繰下げ後の年金開始日となる日の前日までの期間については、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 保険料の払込は必要としません。
  - (2) 死亡給付金額は、被保険者の死亡日における責任準備金相当額とします。
- ④ 年金開始日を変更したときには、会社は、保険証券に表示します。

### 第37条（年金の種類の変更）

- ① 契約者は、年金開始日前に限り、会社の承諾を得て、この契約の年金の種類を変更することができます。この場合、必要書類（別表7）を提出してください。
- ② 年金の種類を変更したときには、会社は、保険証券に表示します。

### 第38条（年金の型の変更）

- ① 契約者は、年金開始日前に限り、会社の承諾を得て、この契約の年金の型を変更することができます。この場合、必要書類（別表7）を提出してください。
- ② 年金の型を変更したときには、会社は、保険証券に表示します。

### 第39条（保証期間または年金支払期間の変更）

- ① 契約者は、年金開始日前に限り、会社の承諾を得て、保証期間または年金支払期間を変更することができます。この場合、必要書類（別表7）を提出してください。
- ② 保証期間または年金支払期間を変更したときには、会社は、保険証券に表示します。

#### 第40条（複数の年金の種類等への変更）

- ① 契約者は、年金開始日の前日に会社の承諾を得て、複数の年金の種類、型、保証期間または年金支払期間に変更することができます。この場合、年金開始日の2週間前までに必要書類（別表7）を提出してください。
- ② 変更後の各年金部分の基本年金額は、年金開始日に会社の定める方法により計算します。
- ③ 複数の年金の種類等への変更を行った場合、次の各号に定めるほか別段の定めがないときは、各年金部分の全体を1つの保険契約として、この約款を適用します。
  - (1) 第4条（年金、死亡給付金の支払）の規定は、それぞれの年金部分について適用します。
  - (2) 第6条（年金の前払）の適用にあたっては、それぞれの年金部分について、年金の前払を取り扱います。この場合、契約はすべての年金部分が消滅した時に消滅します。
  - (3) 第7条（年金の継続支払）の適用にあたっては、それぞれの年金部分について、年金の継続支払を取り扱います。この場合、契約はすべての年金部分が消滅した時に消滅します。
- ④ 第①項の規定により、複数の年金の種類等への変更を行ったときには、会社は、保険証券に表示します。

#### 第41条（年金の支払方法の変更）

- ① 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）は、年金の支払方法を変更することができます。この場合、必要書類（別表7）を提出してください。
- ② 年金の支払方法が変更されたときには、会社は、保険証券に表示します。

#### 第42条（年金受取人または死亡給付金受取人の死亡）

- ① 年金受取人が死亡した場合は、その法定相続人を年金受取人とします。
- ② 第①項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- ③ 年金受取人が他の年金受取人を故意に死亡させたときは年金受取人としての資格を失い、また、年金受取人となるべき相続人が年金受取人、先順位の相続人または同順位の相続人を故意に死亡させたときは年金受取人となる資格を失います。
- ④ 第①項から第③項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑤ 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
- ⑥ 第⑤項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第⑤項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
- ⑦ 第⑤項および第⑥項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### 第43条（会社への通知による年金受取人または死亡給付金受取人の変更）

- ① 契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下本条において同じとします。）は、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は契約者または被保険者に限ります。また、年金受取人が被保険者と同一の場合には、年金開始日以後は年金受取人を変更することはできません。
- ② 年金開始日後に、第①項の規定により年金受取人が変更されたときには、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項の通知をするときには、契約者は、必要書類（別表7）を提出してください。
- ④ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときには、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ⑤ 契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ⑥ 第⑤項の通知をするときには、契約者は、必要書類（別表7）を提出してください。
- ⑦ 第⑤項の通知が会社に着く前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときには、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑧ 年金受取人または死亡給付金受取人が変更されたときには、会社は、保険証券に表示しません。

#### 第44条（遺言による年金受取人または死亡給付金受取人の変更）

- ① 第43条（会社への通知による年金受取人または死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、契約者は、年金開始日前に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は契約者または被保険者に限ります。
- ② 第①項による年金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ③ 年金開始日以後、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- ④ 第③項の規定により年金受取人が変更されたときには、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ⑤ 第③項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ⑥ 第43条（会社への通知による年金受取人または死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ⑦ 第⑥項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ⑧ 第⑥項および第⑦項による死亡給付金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ⑨ 第②項、第⑤項または第⑧項の通知をするときには、契約者（年金開始日以後は年金受取人）の法定相続人は、必要書類（別表7）を会社に提出してください。
- ⑩ 年金受取人または死亡給付金受取人が変更されたときには、会社は、保険証券に表示しません。

#### 第45条（契約者の変更）

- ① 契約者は、年金開始日前に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。この場合、必要書類（別表7）を提出してください。
- ② 契約者を変更したときには、会社は、保険証券に表示します。

#### 第46条（年金受取人による契約の承継）

年金受取人は、年金開始日に契約者の権利および義務のすべてを承継します。

#### 第47条（契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の代表者）

- ① 契約者、死亡給付金受取人または年金受取人が2人以上いるときは、それぞれの代表者各1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の契約者、死亡給付金受取人または年金受取人を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が契約者、死亡給付金受取人または年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
  - (1) 第①項の代表者が定まらないとき
  - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき

#### 第48条（契約者または年金受取人の住所の変更）

- ① 契約者または年金受取人が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社に通知してください。
- ② 契約者または年金受取人が第①項の通知をしなかった場合で、契約者または年金受取人の住所または通信先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、契約者または年金受取人に到達したものとみなします。

## 12. 契約者に対する貸付

#### 第49条（契約者に対する貸付）

- ① 契約者は、年金開始日前に限り、必要書類（別表7）を提出して、会社の定める貸付方法に基づき、保険料払込中の契約においては保険料を受け取った年月数によって、保険料払込済の契約においてはその経過した年月数によって計算した解約返戻金額の次の各号に定める範囲内（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める範囲のうち最も狭い範囲内）で、貸付を受けることができます。ただし、すでに保険料の自動貸付（第19条）による貸付金または本条による貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額の範囲内とします。

項目	内容
(1) 保険料払込中の契約の場合	80%以内
(2) 保険料払込済の契約の場合	70%以内
(3) 契約の全部または一部（特約を含みます。）が一時払の契約の場合	
(4) 転換後契約の場合	

- ② 契約者は、いつでも本条の貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、次の各号の場合には、会社は、支払金から本条の貸付元利金を差し引きます。
  - (1) 基本年金額を減額したとき
  - (2) 死亡給付金が支払われるとき
  - (3) 第(2)号以外の事由によって契約が消滅したとき
  - (4) 保険料払込期間を変更したとき
  - (5) 年金の種類を変更したとき
  - (6) 年金の型を変更したとき
  - (7) 保証期間または年金支払期間を変更したとき
- ③ 保険料の自動貸付による貸付金および本条による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときには、会社は、契約者に事前に通知します。この場合、契約者は、会社の指定する払込期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
- ④ 第③項の払込がない場合、契約は、保険料の自動貸付による貸付金および本条による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えた時に効力を失います。
- ⑤ 年金開始日の前日までに本条による貸付金の元利合計額が返済されなかったときには、会社は、会社の定める方法により基本年金額を減額して、減額された部分の解約返戻金額を貸付金の元利合計額の返済に充当します。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める金額未満のときは、年金開始日の前日に契約は解約されたものとし、解約返戻金額から貸付金の元利合計額を差し引いた残額を契約者に支払います。

### 13. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

#### 第50条（年齢の計算）

- ① 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

#### 第51条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 契約の申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、それに表示された申込画面を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲内であった場合	会社の定める方法によって、実際の年齢に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。
(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であった場合	契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社の定める方法によって、保険料を改め、その差額を精算します。

- ② 契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときには、会社の定める方法によって、実際の性別に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。

### 14. 契約者配当金

#### 第52条（契約者配当金の割当）

- ① 会社は、毎事業年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、次の各号の契約に対して、会社の定める方法によって計算した利差配当を契約者配当金として割り当てます。この場合、第(4)号(i)の契約に対して割り当てる金額は、第(4)号(v)の契約に対して割り当てる金額を下回る金額とし、また、第(5)号の契約に対して割り当てる金額は、これに準じた金額とします。
  - (1) 次の事業年度において、契約日（保険料払込期間満了後については、保険料払込期間満了日の翌日とします。）の5年ごとの応当日（保険料払込期間満了日の翌日を含み、以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来する年金開始日前の契約
  - (2) 次の事業年度において年金開始日が到来する契約
  - (3) 次の事業年度において、転換を行う契約
  - (4) 次の事業年度において、第(3)号以外の事由により消滅する年金開始日前の次の契約
    - (v) 契約日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過した後に死亡給付金の支払により消滅する契約
    - (vi) 契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過した後に死亡給付金の支払以外の事由により消滅する契約
  - (5) 次の事業年度において、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過した後に基本年金額の減額が行われる契約
- ② 第①項にかかわらず、年金開始日が到来したときには、会社は、年金開始日以後の毎事業

年度末に、会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、次の各号に定める契約に対して、会社の定める方法によって計算した利差配当を契約者配当金として割り当てます。

- (1) 次の事業年度において、年金開始日の5年ごとの応当日（以下「5年ごと年金応当日」といいます。）が到来する契約（ただし、第(2)号に該当する契約を除きます。）
  - (2) 次の事業年度において、年金支払期間が満了する契約
  - (3) 次の事業年度において、年金開始日および直前の5年ごと年金応当日からその日を含めて1年を経過した後に、被保険者（配偶者特則が適用されているときは、被保険者および配偶者とします。）が死亡することにより消滅する契約
  - (4) 次の事業年度において、年金開始日および直前の5年ごと年金応当日からその日を含めて1年を経過した後に、年金の前払が行われることにより消滅する契約
- ③ 第②項のほか、会社は、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす契約に対して契約者配当金の割当を行うことがあります。

### 第53条（契約者配当金の支払）

- ① 会社は、第52条（契約者配当金の割当）第①項の規定により割り当てた契約者配当金を、次の各号に定めるとおり支払います。ただし、保険料払込中の契約においては、割当を行った次の事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料（第(3)号の場合は転換直前までの保険料とし、第(4)号または第(5)号の場合は消滅または減額する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料とします。）が払い込まれているときに限ります。
  - (1) 第52条（契約者配当金の割当）第①項第(1)号の契約に割り当てた契約者配当金は、次の(ア)から(オ)に定めるとおり支払います。
    - (ア) 割当を行った次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める利率の複利で計算した利息を付けて積み立てます。
    - (イ) 会社は、本号により契約者配当金を積み立てたときには、その旨を契約者に通知します。
    - (ウ) 本号により積み立てた契約者配当金は、契約者から請求があったときまたは契約が消滅したときに契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは、死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。
    - (エ) 契約者は、本号により積み立てた契約者配当金を請求するときには、必要書類（別表7）を提出してください。
    - (オ) 会社は、契約者配当金を、前(エ)の必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
  - (2) 年金開始日が到来した場合に、積み立てた契約者配当金があるときは、あらかじめ契約者の申出によって定めた次のいずれかの方法で取り扱います。
    - (ア) 積み立てた契約者配当金の全部を年金受取人に支払う方法
    - (イ) 積み立てた契約者配当金の全部を年金原資に繰り入れ、基本年金額を増額する方法
    - (ウ) 積み立てた契約者配当金の一部を年金原資に繰り入れ、残りを年金受取人に支払う方法
- (3) 第(2)号の(イ)または(ウ)によって基本年金額が増額されたときには、会社は、増額後の基本年金額を年金受取人に通知します。
- (4) 第52条（契約者配当金の割当）第①項第(2)号の契約に割り当てた契約者配当金は、年金開始日が到来したときに、第52条（契約者配当金の割当）第①項第(1)号の契約に割り当てた契約者配当金に準じて支払います。
- (5) 第52条（契約者配当金の割当）第①項第(3)号の契約に割り当てた契約者配当金は、転換特約に定めるとおり転換価格に充当します。
- (6) 第52条（契約者配当金の割当）第①項第(4)号の契約に割り当てた契約者配当金は、契約

者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは、死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。

- (7) 第52条（契約者配当金の割当）第①項第(5)号の契約に割り当てた契約者配当金は、契約者に支払います。
- ② 会社は、第52条（契約者配当金の割当）第②項の規定により割り当てた契約者配当金を、次の各号に定めるとおり支払います。
- (1) 第52条（契約者配当金の割当）第②項第(1)号により割り当てた契約者配当金は、次に定めるとおり支払います。
- (ア) 割当を行った次の事業年度の年金支払日から会社の定める利率の複利で計算した利息を付けて積み立てます。
- (イ) 会社は、本号により契約者配当金を積み立てたときには、その旨を年金受取人に通知します。
- (ウ) 本号により積み立てた契約者配当金は、年金受取人から請求があったときまたは契約が消滅したときに年金受取人に支払います。
- (エ) 年金受取人は、本号により積み立てた契約者配当金を請求するときには、必要書類（別表7）を提出してください。
- (オ) 会社は、契約者配当金を、前(エ)の必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
- (2) 第52条（契約者配当金の割当）第②項第(2)号から第(4)号までの契約に割り当てた契約者配当金は、年金受取人に支払います。
- ③ 会社は、第52条（契約者配当金の割当）第③項により割り当てた契約者配当金を、会社の定める方法によって支払います。この場合、養老保険の一時払保険料に充当する方法により支払う契約者配当金については、契約者配当金特殊支払特約によるものとします。
- ④ 複数の年金の種類等への変更（第40条）を行ったときは、それぞれの年金部分について、第②項の規定を適用します。

## 15. 保険の種類の変換

### 第54条（保険の種類の変換）

この契約が2年以上継続したときには、契約者は、会社の定める方法によって、この契約を会社の認める他の種類に変換することができます。

## 16. その他

### 第55条（時効）

年金、死亡給付金、払いもどし金、契約者配当金または保険料払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日からその日を含めて3年間請求がないときには、消滅します。

### 第56条（管轄裁判所）

- ① この契約における死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または死亡給付金受取人（死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
- ② この契約における年金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

### 第57条（高額割引保険料率の適用に関する取扱）

契約締結後に基本年金額が減額されたときは、この契約および付加されている特約の保険

料率に変更される場合があります。

#### 第58条（団体を契約者とする場合の死亡給付金請求手続の特別取扱）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本条において「団体」といいます。）を契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体がその契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、受取人である団体からの死亡給付金の請求の際、第10条（年金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）の規定によるほか、第(1)号または第(2)号の書類を提出してください。この場合、死亡退職金等の受給者については、契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類もあわせて提出してください。なお、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

### 17. 一時払契約の場合の特則

#### 第59条（一時払契約の場合の特則）

- ① 保険料一時払の契約（以下「一時払契約」といいます。）のときは、保険料の払込免除（第8条）の規定は適用しません。
- ② 一時払契約のときは、会社の責任開始時（第12条）の規定中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
第1回保険料	一時払保険料

- ③ 一時払契約のときには、契約が消滅（一部の消滅を含みます。）した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

### 18. 配偶者特則

#### 第60条（配偶者特則の適用）

- ① 配偶者特則は、本条から第64条（年金の支払、年金の支払方法等の特例）までの規定で、被保険者またはその配偶者のいずれかが生存しているときに年金を支払うことを目的とするものです。配偶者特則に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、第59条（一時払契約の場合の特則）までの規定を適用します。
- ② 配偶者特則は、契約締結の際または締結後、契約者の申出によって、適用することができます。ただし、次の各号に定める条件のすべてを満たす場合に限り、適用します。
  - (1) 年金の種類が保証期間付終身年金であるとき
  - (2) 年金の型が定額型であるとき
  - (3) 契約が払済年金保険に変更されていないとき
- ③ 契約締結後に配偶者特則を適用する場合、第②項の申出は年金開始日の2週間前までに行うことを必要とします。
- ④ 第②項の申出があった場合、会社は、年金開始日に基本年金額を会社の定める方法により再計算します。この場合、再計算された基本年金額が会社の定める金額未満のときには、配偶者特則は適用されないものとします。
- ⑤ 配偶者特則は、複数の年金の種類等への変更（第40条）の申出と同時に、第②項の申出を行うことによって、この契約のうち第②項各号の条件を満たす年金部分について適用するこ

とができます。この場合、配偶者特則を適用した年金部分を以下、「夫婦年金部分」といいます。

- ⑥ 配偶者特則が適用されたときには、会社は、保険証券に表示します。

#### 第61条（配偶者）

配偶者特則において「配偶者」とは、配偶者特則の適用の際に被保険者と同一戸籍にその夫または妻として記載されている者をいいます。この場合、被保険者と配偶者の年齢の差は、会社の定める範囲内であることを必要とします。

#### 第62条（配偶者特則の消滅）

- ① 配偶者特則の適用後、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれの事由が生じた日に配偶者特則は消滅します。
- (1) 配偶者が戸籍上の異動により第61条（配偶者）に該当しなくなったとき（被保険者または配偶者の死亡によるものを除きます。）
  - (2) 年金開始日前において、配偶者が被保険者の死亡前に死亡したとき
  - (3) 第60条（配偶者特則の適用）第②項各号の条件を満たさなくなったとき
  - (4) 年金開始日の2週間前までに、契約者から配偶者特則を適用しない旨の申出があったとき
- ② 契約者または被保険者は、第①項の事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。
- ③ 第①項第(1)号の事由により、配偶者特則が年金開始日以後に消滅した場合には、会社の定める方法により、配偶者特則消滅後の年金額を改めます。

#### 第63条（権利および義務の承継）

- ① 年金開始日以後、被保険者が配偶者より先に死亡したときは、次の各号に定めるとおりとします。

項目	内容
(1) 年金受取人が被保険者のとき	被保険者の死亡日以後、年金受取人は配偶者とします。ただし、被保険者の死亡が配偶者の故意によるときには、配偶者は年金受取人になることができません。
(2) 年金受取人が契約者のとき（契約者が被保険者のときを除きます。）	(ア) 第43条（会社への通知による年金受取人または死亡給付金受取人の変更）の規定にかかわらず、年金受取人は、会社に対する通知により、年金受取人を配偶者に変更することができます。 (イ) 第44条（遺言による年金受取人または死亡給付金受取人の変更）の規定にかかわらず、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を配偶者に変更することができます。

- ② 第①項の規定により、年金受取人が配偶者に変更された場合、配偶者はこの契約（配偶者特則を適用しない部分を含みます。）にかかわる年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項第(2)号(ア)の通知をするときには、年金受取人は、必要書類（別表7）を提出してください。
- ④ 第①項第(2)号(ア)の通知が会社に着く前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときには、その支払後に配偶者から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 第①項第(2)号(イ)による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

- ⑥ 第⑤項の通知をするときには、年金受取人の法定相続人は、必要書類（別表7）を会社に提出してください。
- ⑦ 被保険者および配偶者が死亡し、かつ、その死亡した時の先後が明らかでないときには、会社は、配偶者が先に死亡したものとみなして取り扱います。
- ⑧ 年金受取人または配偶者は、被保険者が年金開始日以後に死亡したことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。
- ⑨ 配偶者がこの契約にかかわる年金受取人の権利および義務のすべてを承継する際、会社は、保険証券に表示します。

#### 第64条（年金の支払、年金の支払方法等の特例）

- ① 第4条（年金、死亡給付金の支払）第①項の規定にかかわらず、会社は、この契約または夫婦年金部分について、次に定めるとおり年金を支払います。

名称	支 払 事 由（年金を支払う場合）		支払金額	受取人
年 金	保夫 証婦 期終 間身 付年 金	被保険者または配偶者のいずれかが年金支払日に生存しているとき	年金額	年 金 受 取 人
		被保険者および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	会社の定める方法により計算した保証期間中の未払年金の現価	

- ② 第4条（年金、死亡給付金の支払）第③項の規定にかかわらず、第①項に規定する支払事由に該当し、未払年金の現価を支払ったときは、支払事由に該当した時にこの契約または夫婦年金部分は消滅したものとします。また、保証期間中の最後の年金支払日以後において、被保険者および配偶者のいずれもが死亡したときは、その時に消滅します。
- ③ 第①項の規定にかかわらず、年金受取人が被保険者で、かつ、被保険者の死亡が配偶者の故意によるときには、会社は、年金を支払いません。この場合、被保険者が死亡した時に契約または夫婦年金部分は消滅したものと、保証期間中の未払年金があるときは、その現価を配偶者以外の年金受取人に支払います。
- ④ 第6条（年金の前払）第②項第(1)号の規定にかかわらず、年金の前払が行われた場合には、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者または配偶者のいずれかが生存しているとき	年金を継続して支払います。
(2) 年金の前払が行われている期間中に被保険者および配偶者のいずれもが死亡したとき	被保険者および配偶者のいずれもが死亡した時にこの契約または夫婦年金部分は消滅します。

- ⑤ 第7条（年金の継続支払）に定めるほか、被保険者および配偶者のいずれもが死亡したことにより保証期間中の未払年金の現価が支払われることになるときには、年金受取人は、その支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。この場合、会社は、残存保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間が満了した時にこの契約または夫婦年金部分は消滅します。ただし、年金の前払（第6条）の請求があったときは、前払が行われた時にこの契約または夫婦年金部分は消滅します。

(2015年4月改定)

# 別表 1

## 未払年金現価

未払年金の現価は、被保険者の死亡日または年金の前払（第6条）の請求日に応じて、基本年金額に下表の率を乗じて得た金額を、その死亡日または請求日から直後の年金支払日の前日までの期間について会社所定の率によって割り引いて計算した金額とします。

※（ ）内は一時払・払済後契約の場合

被保険者の死亡日または年金の前払の請求日	基本年金額に乗ずる率			
	終身年金 (保証期間10年)	確定年金(定額型)		
		年金支払期間		
	定額型	5年	10年	15年
年金開始日から第2回年金支払日の前日まで	8.687 (8.841)	3.972 (3.998)	8.687 (8.841)	13.141 (13.519)
第2回年金支払日から第3回年金支払日の前日まで	7.766 (7.886)	2.996 (3.000)	7.766 (7.886)	12.271 (12.596)
第3回年金支払日から第4回年金支払日の前日まで	6.833 (6.924)	2.000 (2.000)	6.833 (6.924)	11.390 (11.667)
第4回年金支払日から第5回年金支払日の前日まで	5.890 (5.956)	1.000 (1.000)	5.890 (5.956)	10.499 (10.732)
第5回年金支払日から第6回年金支払日の前日まで	4.936 (4.980)		4.936 (4.980)	9.599 (9.790)
第6回年金支払日から第7回年金支払日の前日まで	3.972 (3.998)		3.972 (3.998)	8.687 (8.841)
第7回年金支払日から第8回年金支払日の前日まで	2.996 (3.000)		2.996 (3.000)	7.766 (7.886)
第8回年金支払日から第9回年金支払日の前日まで	2.000 (2.000)		2.000 (2.000)	6.833 (6.924)
第9回年金支払日から第10回年金支払日の前日まで	1.000 (1.000)		1.000 (1.000)	5.890 (5.956)
第10回年金支払日から第11回年金支払日の前日まで				4.936 (4.980)
第11回年金支払日から第12回年金支払日の前日まで				3.972 (3.998)
第12回年金支払日から第13回年金支払日の前日まで				2.996 (3.000)
第13回年金支払日から第14回年金支払日の前日まで				2.000 (2.000)
第14回年金支払日から第15回年金支払日の前日まで				1.000 (1.000)

## 別表2

### 死亡給付金

死亡給付金は、次の金額とします。

(1) 保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の契約

(ア) 保険料払込期間中

$$\left( \begin{array}{l} \text{年金開始日の前日} \\ \text{における年金原資} \end{array} \right) \times \frac{\text{経過年月数}}{\text{保険料払込期間}}$$

(イ) 保険料払込期間満了後

年金開始日の前日における年金原資

(2) 保険料の払込方法（回数）が一時払の契約

$$\left[ \text{一時払保険料} + \left( \begin{array}{l} \text{年金開始日の前日} \\ \text{における年金原資} \end{array} \right) - \text{一時払保険料} \right] \times \left( \begin{array}{l} \text{経過年月数} \\ \text{契約日から年金開始} \\ \text{日の前日までの期間} \end{array} \right)$$

(注1) 年金開始日の前日における年金原資

別表3に定める年金原資（将来の年金の支払のための責任準備金額をいいます。）をいい、積み立てた契約者配当金を年金原資に繰り入れる場合のその契約者配当金は含みません。

(注2) 経過年月数

契約日から被保険者の死亡日までの年月数とし、1か月未満の端数日数については切り上げます。

(注3) 払済年金保険に変更したときの死亡給付金の金額は本表によりませんので、別途会社にご照会願います。

(注4) 年金開始日の前日における年金原資が一時払保険料の額を下回るときは、一時払保険料相当額を死亡給付金額とします。

別表3

## 年 金 原 資

(基本年金額1万円につき：単位円)

年金原資は、次の割合で計算した金額とします。

※ ( ) 内は一時払・払済後契約の場合

年金 開始 年齢 (歳)	年金の種類・型				
	終身年金(保証期間10年)		確定年金(定額型)		
	定額型		年金支払期間		
	男性	女性	5年	10年	15年
55	263,610 ( 283,190 )	315,670 ( 343,410 )			
56	257,720 ( 276,400 )	309,650 ( 336,260 )			
57	251,880 ( 269,670 )	303,580 ( 329,080 )			
58	246,060 ( 263,000 )	297,480 ( 321,890 )			
59	240,240 ( 256,350 )	291,310 ( 314,660 )			
60	234,430 ( 249,740 )	285,110 ( 307,400 )			
61	228,640 ( 243,160 )	278,850 ( 300,110 )			
62	222,870 ( 236,630 )	272,540 ( 292,790 )			
63	217,150 ( 230,170 )	266,180 ( 285,460 )			
64	211,470 ( 223,790 )	259,800 ( 278,110 )	49,360	95,990	140,020
65	205,850 ( 217,480 )	253,380 ( 270,760 )	( 49,800 )	( 97,900 )	( 144,350 )
66	200,270 ( 211,250 )	246,920 ( 263,390 )			
67	194,760 ( 205,100 )	240,430 ( 256,010 )			
68	189,280 ( 199,020 )	233,920 ( 248,630 )			
69	183,860 ( 193,010 )	227,370 ( 241,250 )			
70	178,510 ( 187,100 )	220,810 ( 233,880 )			
71	173,250 ( 181,300 )	214,250 ( 226,520 )			
72	168,070 ( 175,610 )	207,680 ( 219,200 )			
73	162,990 ( 170,040 )	201,160 ( 211,930 )			
74	158,040 ( 164,640 )	194,690 ( 204,760 )			
75	153,250 ( 159,400 )	188,290 ( 197,690 )			

年金開始年齢・性別にかかわらず、

## 別表4

### 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます(ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます)。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表2 対象となる不慮の事故の分類項目(基本分類コード)

分類項目(基本分類コード)	除外するもの
1. 交通事故 (V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W00～X59)	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落 (W00～W19)	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49) (注1)	・ 騒音への曝露 (W42) ・ 振動への曝露 (W43)
・ 生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・ 不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・ その他の不慮の窒息 (W75～W84)	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥<吸引> 胃内容物の誤嚥<吸引> (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W80)
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病等)
・ 煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・ 熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・ 有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・ 自然の力への曝露 (X30～X39)	・ 自然の過度の高温への曝露 (X30) 中の気象条件によるもの (熱中症、日射病、熱射病等)
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) (注2) (注3)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動</li> <li>・旅行および移動（X51）（乗り物酔い等）</li> <li>・無重力環境への長期滞在（X52）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）</li> </ul>	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合法的処刑（Y35.5）</li> </ul>
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の診断、治療を目的としたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）</li> </ul>	

(注1) 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

(注2) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

(注3) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

## 別表5

### 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 別表6

### 対象となる障害状態

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1手の5手指を失ったかまたは1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考（別表5、別表6）

#### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### 3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - (ア) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - (イ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - (ウ) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

#### 5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、その回

復の見込のない場合をいいます。

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直<sup>きょうちよく</sup>で、その回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

#### 6. 脊柱の障害<sup>せきちゆう</sup>

- (1) 「脊柱の著しい奇形<sup>せきちゆう</sup>」とは、脊柱<sup>せきちゆう</sup>の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害<sup>せきちゆう</sup>」とは、頸椎<sup>けいつい</sup>における完全強直<sup>きょうちよく</sup>の場合、または胸椎<sup>きょうつい</sup>以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

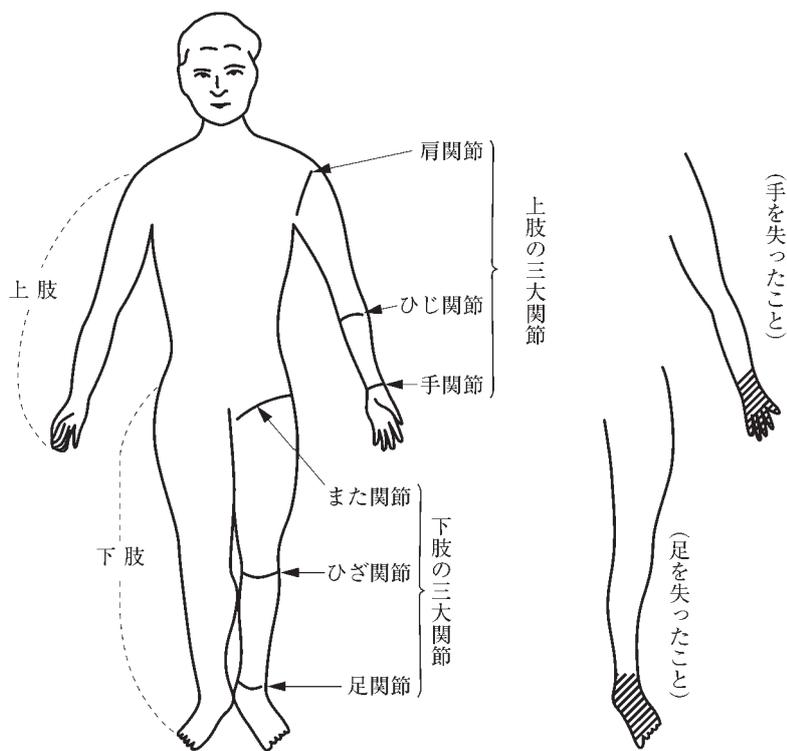
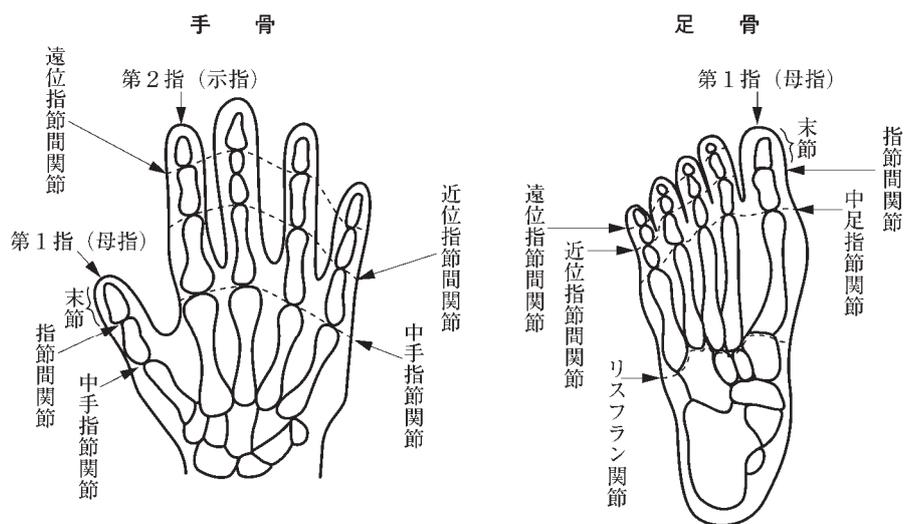
#### 7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節<sup>しせつかん</sup>、その他の手指においては近位指節間関節<sup>きんいしせつかん</sup>以上で失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節<sup>ちゆうしゆしせつ</sup>もしくは近位指節間関節<sup>きんいしせつかん</sup>（第1指（母指）においては指節間関節<sup>しせつかん</sup>）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

#### 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



## 別表7

## 請求書類

項目		必要書類
1	年金 (第4条) (第64条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者または配偶者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	死亡給付金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	年金の継続支払 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
4	保険料払込免除 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
5	契約の復活 (第21条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者に関する会社所定の診断書および告知書
6	解約 (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
7	死亡給付金受取人による 契約の存続 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 介入権者が契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (3) 介入権者の戸籍抄本 (4) 介入権者の印鑑証明書 (5) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
8	払いもどし金 (第30条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

項 目		必 要 書 類
9	基本年金額の減額 (第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
10	払済年金保険への変更 (第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
11	復 旧 (第33条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者に関する会社所定の診断書および告知書 (3) 契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
12	保険料払込期間の変更 (第34条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
13	年金開始日の変更 (第36条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
14	年金の種類の変更 (第37条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
15	年金の型の変更 (第38条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
16	保証期間または年金支払 期間の変更 (第39条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
17	複数の年金の種類等 への変更 (第40条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
18	年金の支払方法の変更 (第41条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
19	会社への通知による 年金受取人または 死亡給付金受取人の変更 (第43条) (第63条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券

項 目		必 要 書 類
20	遺言による 年金受取人または 死亡給付金受取人の変更 (第44条) (第63条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 保険証券
21	契約者の変更 (第45条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
22	契約者に対する貸付 (第49条)	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
23	契約者配当金 (第53条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。</p>		

5年ごと利差配当付個人年金保険の解約返戻金額例表  
 [10年保証期間付終身年金・定額型／年払・半年払・月払契約]

(基本年金額1万円につき：単位円)

5年ごと利差配当付個人年金保険

(男性の場合)					(女性の場合)						
保種	険類	経過年数(年)	契約時の年齢			保種	険類	経過年数(年)	契約時の年齢		
			20歳	30歳	40歳				20歳	30歳	40歳
55歳	55歳年金開始	1	3,920	6,920		55歳	55歳年金開始	1	4,680	8,280	
		2	10,410	16,440				2	12,450	19,680	
		3	16,970	26,070				3	20,310	31,200	
		4	23,600	35,800				4	28,240	42,860	
		5	30,310	45,650				5	36,270	54,650	
		7	43,940	65,660				7	52,590	78,610	
		10	64,950	96,530				10	77,750	115,580	
		15	100,300	149,050				15	120,070	178,490	
		20	137,690	204,660				20	164,860	245,090	
		25	177,270	263,610				25	212,270	315,670	
30	219,170			30	262,470						
35	263,610			35	315,670						
60歳	60歳年金開始	1	2,660	4,600	8,500	60歳	60歳年金開始	1	3,220	5,580	10,320
		2	7,600	11,490	19,330			2	9,220	13,960	23,500
		3	12,590	18,460	30,290			3	15,290	22,440	36,830
		4	17,630	25,510	41,370			4	21,420	31,010	50,310
		5	22,740	32,640	52,580			5	27,620	39,680	63,950
		7	33,100	47,130	75,360			7	40,220	57,290	91,660
		10	49,080	69,470	110,500			10	59,640	84,450	134,410
		15	75,770	107,250	170,650			15	92,090	130,400	207,580
		20	104,020	147,220	234,430			20	126,430	179,030	285,110
		25	133,880	189,530				25	162,760	230,520	
30	165,470	234,430		30	201,210	285,110					
35	198,910			35	241,920						
40	234,430			40	285,110						
65歳	65歳年金開始	1		3,070	5,410	65歳	65歳年金開始	1		3,760	6,640
		2		8,150	12,850			2		10,000	15,800
		3		13,280	20,370			3		16,320	25,060
		4		18,470	27,980			4		22,700	34,420
		5		23,710	35,670			5		29,150	43,880
		7		34,370	51,300			7		42,250	63,120
		10		50,800	75,400			10		62,460	92,790
		15		78,420	116,390			15		96,430	143,260
		20		107,600	159,770			20		132,360	196,710
		25		138,460	205,850			25		170,380	253,380
30		171,120		30		210,650					
35		205,850		35		253,380					

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数\* をいいます。

\* 保険料を受け取った年月数

第14条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額に対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

5年ごと利差配当付個人年金保険の解約返戻金額例表  
 [5年確定年金・定額型／年払・半年払・月払契約]

(基本年金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

(女性の場合)

保 険 種 類	経 過 年 数 (年)	契 約 時 の 年 齢			保 険 種 類	経 過 年 数 (年)	契 約 時 の 年 齢			
		20歳	30歳	40歳			20歳	30歳	40歳	50歳
55 歳 年 金 払 済	1	740	1,300		55 歳 年 金 払 済	1	730	1,300		
	2	1,940	3,070			2	1,940	3,070		
	3	3,180	4,880			3	3,170	4,880		
	4	4,420	6,700			4	4,420	6,700		
	5	5,680	8,550			5	5,680	8,550		
	7	8,230	12,300			7	8,220	12,290		
	10	12,160	18,070			10	12,160	18,070		
	15	18,780	27,910			15	18,780	27,910		
	20	25,780	38,320			20	25,780	38,320		
	25	33,190	49,360			25	33,190	49,360		
	30	41,040				30	41,040			
	35	49,360				35	49,360			
60 歳 年 金 払 済	1	560	970	1,790	60 歳 年 金 払 済	1	560	970	1,790	
	2	1,590	2,410	4,070		2	1,590	2,410	4,060	
	3	2,650	3,890	6,380		3	2,650	3,880	6,380	
	4	3,710	5,370	8,710		4	3,710	5,370	8,710	
	5	4,790	6,880	11,070		5	4,790	6,870	11,070	
	7	6,970	9,920	15,870		7	6,960	9,920	15,870	
	10	10,330	14,630	23,270		10	10,320	14,620	23,270	
	15	15,950	22,580	35,930		15	15,940	22,580	35,940	
	20	21,900	31,000	49,360		20	21,890	30,990	49,360	
	25	28,190	39,910			25	28,180	39,910		
	30	34,840	49,360			30	34,830	49,360		
	35	41,880				35	41,880			
40	49,360			40	49,360					
65 歳 年 金 払 済	1		740	1,300	65 歳 年 金 払 済	1		740	1,300	
	2		1,950	3,080		2		1,940	3,070	
	3		3,180	4,880		3		3,180	4,880	
	4		4,430	6,710		4		4,420	6,710	
	5		5,690	8,560		5		5,680	8,550	
	7		8,240	12,300		7		8,230	12,300	
	10		12,180	18,080		10		12,170	18,080	
	15		18,800	27,910		15		18,780	27,910	
	20		25,800	38,310		20		25,790	38,320	
	25		33,200	49,360		25		33,190	49,360	
	30		41,030			30		41,040		
	35		49,360			35		49,360		
70 歳 年 金 払 済	1			970	70 歳 年 金 払 済	1			970	1,790
	2			2,420		2			2,420	4,070
	3			3,890		3			3,890	6,380
	4			5,380		4			5,370	8,710
	5			6,890		5			6,880	11,080
	7			9,940		7			9,930	15,870
	10			14,650		10			14,630	23,270
	15			22,600		15			22,580	35,930
	20			31,000		20			30,990	49,360
	25			39,890		25			39,900	
	30			49,360		30			49,360	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数\* をいいます。

\* 保険料を受け取った年月数

第14条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

5年ごと利差配当付個人年金保険の解約返戻金額例表  
 [10年確定年金・定額型／年払・半年払・月払契約]

(基本年金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

(女性の場合)

保 険 種 類	経 過 年 数 (年)	契 約 時 の 年 齢			保 険 種 類	経 過 年 数 (年)	契 約 時 の 年 齢			
		20歳	30歳	40歳			20歳	30歳	40歳	50歳
55 歳 年 金 払 済	1	1,430	2,520		55 歳 年 金 払 済	1	1,430	2,520		
	2	3,790	5,980			2	3,790	5,980		
	3	6,180	9,490			3	6,170	9,490		
	4	8,590	13,030			4	8,590	13,030		
	5	11,030	16,620			5	11,030	16,610		
	7	16,000	23,910			7	16,000	23,910		
	10	23,650	35,150			10	23,640	35,150		
	15	36,520	54,270			15	36,510	54,270		
	20	50,140	74,520			20	50,130	74,530		
	25	64,550	95,990			25	64,550	95,990		
	30	79,810				30	79,810			
	35	95,990				35	95,990			
60 歳 年 金 払 済	1	1,090	1,880	3,480	60 歳 年 金 払 済	1	1,090	1,880	3,480	
	2	3,110	4,710	7,920		2	3,110	4,700	7,910	
	3	5,150	7,560	12,400		3	5,150	7,550	12,400	
	4	7,220	10,440	16,940		4	7,210	10,440	16,940	
	5	9,300	13,360	21,520		5	9,290	13,350	21,520	
	7	13,560	19,300	30,860		7	13,540	19,290	30,860	
	10	20,100	28,440	45,250		10	20,080	28,430	45,250	
	15	31,030	43,910	69,870		15	31,000	43,900	69,890	
	20	42,590	60,280	95,990		20	42,560	60,280	95,990	
	25	54,820	77,600			25	54,800	77,610		
	30	67,750	95,990			30	67,740	95,990		
	35	81,450				35	81,450			
40	95,990			40	95,990					
65 歳 年 金 払 済	1		1,430	2,520	65 歳 年 金 払 済	1		1,430	2,520	
	2		3,800	5,990		2		3,790	5,990	
	3		6,190	9,500		3		6,180	9,490	
	4		8,610	13,040		4		8,590	13,040	
	5		11,050	16,630		5		11,040	16,620	
	7		16,030	23,930		7		16,010	23,920	
	10		23,690	35,160		10		23,660	35,150	
	15		36,570	54,270		15		36,530	54,270	
	20		50,180	74,500		20		50,140	74,520	
	25		64,560	95,990		25		64,550	95,990	
	30		79,800			30		79,800		
	35		95,990			35		95,990		
70 歳 年 金 払 済	1			1,890	70 歳 年 金 払 済	1			1,880	3,480
	2			4,720		2			4,710	7,920
	3			7,580		3			7,560	12,400
	4			10,470		4			10,450	16,940
	5			13,390		5			13,360	21,530
	7			19,340		7			19,310	30,860
	10			28,480		10			28,450	45,250
	15			43,950		15			43,910	69,870
	20			60,280		20			60,270	95,990
	25			77,580		25			77,600	
	30			95,990		30			95,990	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数\* をいいます。

\* 保険料を受け取った年月数

第14条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

## 5年ごと利差配当付個人年金保険の解約返戻金額例表 [15年確定年金・定額型／年払・半年払・月払契約]

(基本年金額1万円につき：単位円)

(男性の場合)

(女性の場合)

保 種	険 類	経 過 年 数 (年)	契 約 時 の 年 齢			保 種	険 類	経 過 年 数 (年)	契 約 時 の 年 齢		
			20歳	30歳	40歳				20歳	30歳	40歳
55 歳 年 金 開 始 払 済	55 歳 年 金 開 始 払 済	1	2,080	3,670		55 歳 年 金 開 始 払 済	55 歳 年 金 開 始 払 済	1	2,080	3,670	
		2	5,530	8,730				2	5,530	8,730	
		3	9,010	13,850				3	9,010	13,840	
		4	12,530	19,010				4	12,530	19,010	
		5	16,090	24,240				5	16,080	24,230	
		7	23,340	34,880				7	23,330	34,870	
		10	34,500	51,270				10	34,490	51,270	
		15	53,270	79,170				15	53,260	79,170	
		20	73,140	108,710				20	73,130	108,710	
		25	94,160	140,020				25	94,150	140,020	
		30	116,410					30	116,420		
35	140,020			35	140,020						
60 歳 年 金 開 始 払 済	60 歳 年 金 開 始 払 済	1	1,580	2,740	5,070	60 歳 年 金 開 始 払 済	60 歳 年 金 開 始 払 済	1	1,580	2,740	5,070
		2	4,540	6,870	11,550			2	4,530	6,860	11,550
		3	7,520	11,030	18,090			3	7,510	11,020	18,090
		4	10,530	15,240	24,710			4	10,520	15,230	24,710
		5	13,570	19,490	31,400			5	13,560	19,480	31,400
		7	19,770	28,150	45,010			7	19,750	28,130	45,010
		10	29,310	41,490	66,000			10	29,290	41,470	66,010
		15	45,260	64,060	101,920			15	45,230	64,040	101,940
		20	62,130	87,930	140,020			20	62,090	87,920	140,020
		25	79,970	113,200				25	79,930	113,210	
		30	98,830	140,020				30	98,820	140,020	
35	118,810			35	118,810						
40	140,020			40	140,020						
65 歳 年 金 開 始 払 済	65 歳 年 金 開 始 払 済	1		2,080	3,670	65 歳 年 金 開 始 払 済	65 歳 年 金 開 始 払 済	1		2,080	3,670
		2		5,540	8,740			2		5,530	8,740
		3		9,030	13,860			3		9,020	13,850
		4		12,560	19,030			4		12,540	19,020
		5		16,120	24,260			5		16,100	24,240
		7		23,380	34,900			7		23,350	34,880
		10		34,560	51,290			10		34,510	51,270
		15		53,340	79,170			15		53,290	79,170
		20		73,190	108,680			20		73,150	108,700
		25		94,180	140,020			25		94,150	140,020
		30		116,400				30		116,410	
35		140,020		35		140,020					

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数\* をいいます。

\*保険料を受け取った年月数

第14条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額に対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

## 5年ごと利差配当付個人年金保険の払済年金額例表 [10年保証期間付終身年金・定額型]

(基本年金額10万円の場合：単位円)

注…年金開始日は変わりません。

(男性の場合)					(女性の場合)						
保種	険類	経過年数(年)	契約時の年齢			保種	険類	経過年数(年)	契約時の年齢		
			20歳	30歳	40歳				20歳	30歳	40歳
55歳	55歳年金開始	1	1,700	2,800		55歳	55歳年金開始	1	1,700	2,800	
		2	4,400	6,500				2	4,300	6,500	
		3	7,100	10,300				3	7,000	10,200	
		4	9,700	14,100				4	9,600	13,900	
		5	12,400	17,800				5	12,300	17,600	
		7	17,800	25,400				7	17,600	25,100	
		10	26,000	36,700				10	25,600	36,300	
		15	39,100	55,400				15	38,600	54,700	
		20	52,400	74,100				20	51,700	73,200	
		25	65,800					25	65,000		
30	79,400			30	78,400						
60歳	60歳年金開始	1	1,300	2,200	3,800	60歳	60歳年金開始	1	1,300	2,100	3,700
		2	3,700	5,300	8,500			2	3,700	5,300	8,400
		3	6,100	8,500	13,200			3	6,000	8,400	13,100
		4	8,500	11,600	18,000			4	8,400	11,500	17,800
		5	10,800	14,800	22,700			5	10,700	14,600	22,500
		7	15,600	21,200	32,200			7	15,400	20,900	31,800
		10	22,800	30,700	46,500			10	22,500	30,400	46,000
		15	34,300	46,300	70,100			15	33,900	45,700	69,300
		20	46,000	62,000				20	45,400	61,200	
		25	57,800	77,800				25	57,100	76,900	
30	69,700			30	68,800						
35	81,700			35	80,700						
65歳	65歳年金開始	1		1,700	2,800	65歳	65歳年金開始	1		1,700	2,800
		2		4,400	6,700			2		4,400	6,600
		3		7,200	10,500			3		7,100	10,400
		4		9,900	14,300			4		9,800	14,100
		5		12,700	18,100			5		12,500	17,900
		7		18,200	25,800			7		17,900	25,500
		10		26,400	37,400			10		26,100	36,900
		15		39,800	56,300			15		39,300	55,600
		20		53,300	75,400			20		52,700	74,500
		25		66,900				25		66,200	
30		80,700		30		79,800					

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

## 5年ごと利差配当付個人年金保険の払済年金額例表 [5年確定年金・定額型]

(基本年金額10万円の場合：単位円)

注…年金開始日は変わりません。

(男性の場合)					(女性の場合)							
保種	険類	経過年数(年)	契約時の年齢			保種	険類	経過年数(年)	契約時の年齢			
			20歳	30歳	40歳				20歳	30歳	40歳	50歳
55歳	55歳年金開始	1	1,800	3,000		55歳	55歳年金開始	1	1,800	3,000		
		2	4,600	7,000				2	4,600	7,000		
		3	7,500	11,000				3	7,500	11,000		
		4	10,400	15,000				4	10,400	15,000		
		5	13,300	19,000				5	13,300	19,000		
		7	19,000	27,000				7	19,000	27,000		
		10	27,600	39,100				10	27,600	39,100		
		15	41,700	58,900				15	41,700	58,900		
		20	55,800	78,900				20	55,800	78,900		
		25	70,100					25	70,100			
30	84,500			30	84,500							
60歳	60歳年金開始	1	1,400	2,300	4,000	60歳	60歳年金開始	1	1,400	2,300	4,000	
		2	3,900	5,600	9,000			2	3,900	5,600	9,000	
		3	6,400	9,000	14,000			3	6,400	8,900	14,000	
		4	8,900	12,300	19,000			4	8,900	12,300	19,000	
		5	11,500	15,700	24,000			5	11,500	15,700	24,000	
		7	16,500	22,300	34,000			7	16,500	22,300	34,000	
		10	24,100	32,500	49,100			10	24,000	32,400	49,100	
		15	36,300	48,900	74,000			15	36,200	48,900	74,000	
		20	48,600	65,500				20	48,500	65,400		
		25	61,000	82,200				25	61,000	82,200		
30	73,500			30	73,500							
35	86,300			35	86,300							
65歳	65歳年金開始	1		1,800	3,000	65歳	65歳年金開始	1		1,800	3,000	
		2		4,600	7,000			2		4,600	7,000	
		3		7,500	11,000			3		7,500	11,000	
		4		10,400	15,000			4		10,400	15,000	
		5		13,300	19,000			5		13,200	19,000	
		7		19,000	27,000			7		19,000	27,000	
		10		27,700	39,100			10		27,700	39,100	
		15		41,700	58,900			15		41,700	58,900	
		20		55,800	78,900			20		55,800	78,900	
		25		70,100				25		70,100		
30		84,500		30		84,500						
70歳	70歳年金開始	1			2,300	70歳	70歳年金開始	1			2,300	4,000
		2			5,600			2			5,600	9,000
		3			9,000			3			9,000	14,000
		4			12,300			4			12,300	19,000
		5			15,700			5			15,700	24,000
		7			22,400			7			22,400	34,000
		10			32,500			10			32,500	49,100
		15			48,900			15			48,900	74,000
		20			65,400			20			65,400	
		25			82,200			25			82,200	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

## 5年ごと利差配当付個人年金保険の払済年金額例表 [10年確定年金・定額型]

(基本年金額10万円の場合：単位円)

注…年金開始日は変わりません。

(男性の場合)					(女性の場合)							
保種	険類	経過年数(年)	契約時の年齢			保種	険類	経過年数(年)	契約時の年齢			
			20歳	30歳	40歳				20歳	30歳	40歳	50歳
55歳	55歳年金払済	1	1,800	2,900		55歳	55歳年金払済	1	1,800	2,900		
		2	4,600	6,900				2	4,600	6,900		
		3	7,400	10,800				3	7,400	10,800		
		4	10,300	14,800				4	10,300	14,800		
		5	13,100	18,800				5	13,100	18,800		
		7	18,800	26,700				7	18,800	26,700		
		10	27,400	38,700				10	27,300	38,700		
		15	41,200	58,300				15	41,200	58,300		
		20	55,200	78,100				20	55,200	78,100		
		25	69,300					25	69,300			
30	83,600			30	83,600							
60歳	60歳年金払済	1	1,400	2,300	4,000	60歳	60歳年金払済	1	1,400	2,300	4,000	
		2	3,900	5,600	8,900			2	3,900	5,600	8,900	
		3	6,300	8,900	13,800			3	6,300	8,900	13,800	
		4	8,800	12,200	18,800			4	8,800	12,200	18,800	
		5	11,300	15,500	23,700			5	11,300	15,500	23,700	
		7	16,300	22,100	33,700			7	16,300	22,100	33,700	
		10	23,800	32,100	48,600			10	23,800	32,100	48,600	
		15	35,900	48,300	73,200			15	35,800	48,300	73,200	
		20	48,000	64,700				20	48,000	64,700		
		25	60,300	81,300				25	60,300	81,300		
30	72,800			30	72,700							
35	85,300			35	85,300							
65歳	65歳年金払済	1		1,800	2,900	65歳	65歳年金払済	1		1,800	2,900	
		2		4,600	6,900			2		4,600	6,900	
		3		7,400	10,900			3		7,400	10,800	
		4		10,300	14,800			4		10,300	14,800	
		5		13,100	18,800			5		13,100	18,800	
		7		18,800	26,800			7		18,800	26,700	
		10		27,400	38,700			10		27,400	38,700	
		15		41,300	58,300			15		41,200	58,300	
		20		55,200	78,000			20		55,200	78,100	
		25		69,300				25		69,300		
30		83,600		30		83,600						
70歳	70歳年金払済	1			2,300	70歳	70歳年金払済	1			2,300	4,000
		2			5,600			2			5,600	8,900
		3			8,900			3			8,900	13,800
		4			12,200			4			12,200	18,800
		5			15,500			5			15,500	23,700
		7			22,200			7			22,100	33,700
		10			32,100			10			32,100	48,600
		15			48,400			15			48,300	73,200
		20			64,700			20			64,700	
		25			81,300			25			81,300	

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

## 5年ごと利差配当付個人年金保険の払済年金額例表 [15年確定年金・定額型]

(基本年金額10万円の場合：単位円)

注…年金開始日は変わりません。

(男性の場合)

(女性の場合)

保 種 類	経 過 年 数 (年)	契 約 時 の 年 齢			保 種 類	経 過 年 数 (年)	契 約 時 の 年 齢		
		20歳	30歳	40歳			20歳	30歳	40歳
55 歳 年 金 開 始 払 済	1	1,700	2,900		55 歳 年 金 開 始 払 済	1	1,700	2,900	
	2	4,500	6,800			2	4,500	6,800	
	3	7,300	10,700			3	7,300	10,700	
	4	10,100	14,600			4	10,100	14,700	
	5	13,000	18,600			5	12,900	18,600	
	7	18,600	26,500			7	18,600	26,400	
	10	27,100	38,300			10	27,100	38,300	
	15	40,800	57,700			15	40,800	57,700	
	20	54,600	77,200			20	54,600	77,200	
	25	68,600				25	68,600		
30	82,700			30	82,700				
60 歳 年 金 開 始 払 済	1	1,400	2,200	3,900	60 歳 年 金 開 始 払 済	1	1,400	2,200	3,900
	2	3,800	5,500	8,800		2	3,800	5,500	8,800
	3	6,300	8,800	13,700		3	6,300	8,800	13,700
	4	8,700	12,000	18,600		4	8,700	12,000	18,600
	5	11,200	15,300	23,500		5	11,200	15,300	23,500
	7	16,100	21,900	33,300		7	16,100	21,900	33,300
	10	23,500	31,800	48,100		10	23,500	31,700	48,100
	15	35,500	47,800	72,400		15	35,500	47,800	72,400
	20	47,500	64,000			20	47,500	64,000	
	25	59,700	80,400			25	59,700	80,400	
30	72,000			30	72,000				
35	84,400			35	84,400				
65 歳 年 金 開 始 払 済	1		1,700	2,900	65 歳 年 金 開 始 払 済	1		1,700	2,900
	2		4,600	6,800		2		4,500	6,800
	3		7,400	10,700		3		7,400	10,700
	4		10,200	14,700		4		10,200	14,700
	5		13,000	18,600		5		13,000	18,600
	7		18,600	26,500		7		18,600	26,500
	10		27,100	38,300		10		27,100	38,300
	15		40,800	57,700		15		40,800	57,700
	20		54,600	77,200		20		54,600	77,200
	25		68,600			25		68,600	
30		82,700		30		82,700			

(注) 経過年数とは、保険料を受け取った年月数をいいます。

## 個人年金保険料税制適格特約

### (この特約の目的)

この特約は、個人年金保険契約に付加することにより、付加された個人年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。なお、付加されている個人年金保険買増特約以外の特約の保険料は「個人年金保険料」に該当しません。

### 第1条 (特約の付加)

この特約は、主たる保険契約の締結の際または締結後に、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主たる保険契約に付加して締結します。ただし、主たる保険契約が次の各号のいずれも満たす場合に限りです。

- (1) 年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間が10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金または保証期間付有期年金のときは、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

### 第2条 (契約者配当金の支払に関する特別取扱)

会社は、普通保険約款（この特約以外の付加されている特約の特約条項を含み、以下「主約款」といいます。）の規定により次の事業年度において、契約日（保険料払込期間満了後については、保険料払込期間満了日の翌日とします。）の5年ごとの応当日（保険料払込期間満了日の翌日を含みます。）が到来する主たる保険契約（この特約以外の付加されている特約を含み、以下「主契約」といいます。）、次の事業年度において年金開始日が到来する主契約および次の事業年度において年金開始日の5年ごとの応当日が到来する主契約（ただし、次の事業年度において年金支払期間が満了する主契約を除きます。）に割り当てられた契約者配当金を、主約款の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり支払います。

項目	内容
(1) 年金開始日前に支払われる契約者配当金	年金開始日前に支払われる契約者配当金は、割当を行った次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める利率の複利で計算した利息を付けて積み立てておき、次に定めるとおり取り扱います。 (7) 年金開始日前に主契約が消滅したときは、契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともに死亡給付金受取人）に支払います。 (イ) 年金開始日まで主契約が継続したときは、年金原資に繰り入れ基本年金額を増額します。
(2) 年金開始日に支払われる契約者配当金	年金開始日に支払われる契約者配当金は、年金原資に繰り入れ基本年金額を増額します。
(3) 年金開始日後に支払われる契約者配当金	年金開始日後に支払われる契約者配当金は、割当を行った次の事業年度の年金支払日から会社の定める利率の複利で計算した利息を付けて積み立てておき、主契約が消滅したときに年金受取人に支払います。

### 第3条（払いもどし金等の特別取扱）

- ① 次の各号に定める金銭があるときには、会社は、主約款の規定にかかわらず、これを支払うべき日から会社の定める利率の複利で計算した利息を付けて積み立てます。この場合、主約款に定める貸付金があるときには、次の各号に定める金銭は貸付元利金の返済に充当しないものとし、
  - (1) 主契約の契約内容の変更が行われた場合に支払うべき金銭
  - (2) この特約以外の付加されている特約が消滅した場合に支払うべき金銭
  - (3) 保険料の前納期間が満了した場合または主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき前納保険料の残額
- ② 第①項の規定により積み立てられた金銭は、年金開始日まで主契約が継続したとき年金原資に繰り入れ、基本年金額を増額します。
- ③ 第①項の規定により積み立てられた金銭は、第6条（特約の消滅）の規定によって特約が消滅したときに契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともに死亡給付金受取人）に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、その支払金から貸付元利金を差し引きます。
- ④ 第③項の場合、主約款に定める払いもどし金の請求手続ならびに支払の期限および支払の場所の規定を準用します。

### 第4条（貸付金が年金開始日前に返済されない場合の取扱）

- ① 主約款に定める貸付金があるままで年金開始日の前日が到来したときは、主約款の規定にかかわらず、契約者の申出により、次の各号のいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。ただし、主たる年金の種類が保証期間付終身年金または保証期間付有期年金の場合で、年金開始日における貸付金の元利合計額が会社の定める金額を超えるときは、第(1)号の方法は取り扱いません。
  - (1) 保証期間中または年金支払期間中に会社が支払う主たる年金の全部または一部を貸付元利金の返済にあてる方法。この場合の返済金額は、会社の定める範囲内で契約者の申出により定めます。
  - (2) 年金開始日に保証期間中または年金支払期間中の年金を一括して支払うときの支払額を貸付元利金の返済にあてる方法
- ② 第①項の規定にかかわらず、年金開始日における貸付金の元利合計額が会社の定める金額を超えるときには、主契約は年金開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。

### 第5条（契約内容の変更等の特別取扱）

- ① 主契約の契約内容の変更等については、会社は、主約款の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。
  - (1) 第1条（特約の付加）の第(2)号から第(4)号までに定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約の契約内容の変更等は取り扱いません。
  - (2) 契約日から10年間は、払済年金保険への変更は取り扱いません。
  - (3) 主約款に定める貸付金がある場合で、主契約の契約内容の変更等によって貸付金の元利合計額が会社の定める金額を超えることとなるときは、主契約の契約内容の変更等は取り扱いません。
- ② 複数の年金の種類等へ変更した場合、会社は、変更後の年金部分のうち一部の年金部分について年金の前払を取り扱いません。

## 第6条（特約の消滅）

次の各号に定める場合には、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込が免除されたとき
- (3) 契約者が変更され、第1条（特約の付加）第(1)号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき

## 第7条（特約の解約）

この特約の解約はできません。

(2010年3月改定)

## 指定代理請求特約

### (この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

### 第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

### 第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

### 第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 主契約の被保険者の直系血族
- (3) 主契約の被保険者の兄弟姉妹
- (4) 前2号のほか、主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族

### 第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

- ① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、前条で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
  - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
  - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
  - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- ② 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前条各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。
- ③ 前2項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第1項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 前項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

#### 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

- ① 契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ② 前項の指定代理請求人の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

#### 第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

#### 第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

#### 第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

#### 第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

#### 第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

#### 第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

#### 第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

**第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）**

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中、「死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

**第14条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）**

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人（年金開始後の場合は、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者）」と読み替えて適用します。

(2008年7月制定)

**別表****請 求 書 類**

項 目		必 要 書 類
1	指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。</p>		

## 保険料口座振替特約

### 第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 提携金融機関	会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等のことをいいます。
(4) 指定口座	契約者の指定する口座のことをいいます。

### 第2条 (特約の適用)

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の各号の条件を満たしてください。
  - (1) 提携金融機関に、指定口座があること
  - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 第②項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

### 第3条 (契約日の特例 - 保険料月払契約の場合)

- ① 保険料月払契約の締結の際の契約日は、主約款に定める契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

### 第4条 (第2回以後の保険料の払込)

- ① 契約者は、第2回以後の保険料を、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 第①項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

#### 第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月中の振替日に応ずる日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。

- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

#### 第6条（諸変更）

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

#### 第7条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 1年分を超える保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
- (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
- (5) 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

#### 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）

- ① 会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- (1) 当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるとき
  - (2) 保険料の自動貸付が行われるとき

#### 第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(2010年3月改定)

## 特定高度障害状態不担保特約

### 第1条（特約の締結）

- ① 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。
- ② この特約が主契約に付加されたときは、保険証券に記載します。

### 第2条（不担保とする特定高度障害状態）

主契約の被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、別表に定める感染症を除きます。）を原因として、特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。）に該当したときは、会社は、主契約および主契約に付加された特約の高度障害保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。

### 第3条（中途付加の場合の特則）

第1条（特約の締結）の規定のほか、主契約に高度障害保障（高度障害状態に該当したことによる保険料払込免除の保障を含みます。以下同じとします。）のある特約が中途付加される場合には、中途付加の際にもこの特約を付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、同時に中途付加される特約およびこの特約が付加された後に中途付加される高度障害保障のある特約に適用されます。
- (2) この特約が適用された特約について、更新または保険期間終身の特約への変更が行われる場合には、更新後または変更後の特約にもこの特約が適用されます。
- (3) 被保険者が特定高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われることにより、この特約が適用された特約が消滅する場合には、この特約が適用された特約の責任準備金額を主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

(2007年8月改定)

## 別表

### 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
バラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 <small>せきり</small>	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ> <small>かいぱくずいえん</small>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 <small>とうそう</small>	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。）	U04







# 諸利率および お取り扱いの範囲

「諸利率およびお取り扱いの範囲」は、ご契約に適用される諸利率、および、2015年4月2日現在のお取り扱いの範囲の一部を一覧形式にて記載しています。

# 諸利率およびお取り扱いの範囲

## (1) 諸利率

- ご契約に適用される諸利率には下記のような項目があり、金利水準等の状況変化等により今後変更することがあります。
- 実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率が適用されます。
- 具体的な利率については、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにおたずねください。また、当社ホームページ (<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>) の「諸利率のお知らせ」でもご確認いただけます。

### 5年ごと利差配当付個人年金保険

条項	項目
第4条第⑤項	年金のすえ置き利率
第5条第②項	年金の分割支払利率
第16条第②項	保険料を前納する場合の割引利率（前納保険料の割引利率）
第16条第③項	前納した保険料の積立利率（前納保険料の積立利率）
第19条第②項	保険料の自動貸付の貸付利率
第49条第①項	契約者貸付の貸付利率
第53条第①項 第53条第②項	契約者配当金の積立利率

### 特約

特約名	条項	項目
個人年金保険料税制適格特約	第3条第①項	払いもどし金の積立利率

## (2) お取り扱いの範囲

- 下記のお取り扱いの範囲は、今後変更することがあります。また、お取り扱いの範囲は「ご契約のしおり」でご説明しているものもございますので、あわせてご覧ください。
- 実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めているお取り扱いの範囲が適用されます。

### 5年ごと利差配当付個人年金保険

条項	項目	取り扱いの範囲
第5条第①項	年金の分割支払の最低額	2万円
第19条第④項 第31条第①項 第49条第⑤項	減額後の最低基本年金額	12万円※
第32条第①項	払済年金保険の最低基本年金額	12万円
第60条第④項	配偶者特則適用の場合の最低基本年金額	24万円
第61条	配偶者特則適用の場合の被保険者と配偶者の年齢差	15歳以内
別表1 未払年金現価	未払年金現価の割引計算に用いる会社所定の率	平準払契約の場合 : 年1.15% 払済契約の場合 : 年0.70%

※ご契約全体としての最低保険料のお取り扱いの範囲もあわせて満たす必要があります。

また、ご契約日からその日を含めて1年を経過していないご契約は、お取り扱いの範囲が異なります。







＜生命保険に関するお問い合わせ先＞

## 三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00 ～ 19:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

生命保険に関するお手続きやご相談を承っています。

「必要書類」やもよりの営業部につきましても、こちらへお問い合わせください。

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXはお取り扱いしていません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL 03 - 3286 - 2648

ホームページアドレス (<http://www.seiho.or.jp/>)

- ・生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 説明事項ご確認のおねがい

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に	(ページ)
○健康状態・職業などの告知義務について……………	18
○保障の責任開始時について……………	21
○死亡給付金などをお支払いできない場合について……………	42
○クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について……………	22
○保険料のお払い込み方法について……………	47
○保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について……………	48
○解約と解約返戻金について……………	57

などは、ご契約にあたってぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など、当社の担当職員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら三井生命お客様サービスセンターにお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに、大切に保存し、ご活用ください。

■ ご契約に関するご相談については

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

受付時間 平日 9:00~19:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

三井生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1  
TEL: 03-6831-8000(大代表)  
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

個人年金保険

●この冊子をおとどけした担当者は……